經典餘師

小學之部

口 11
1029
11

門口 11
號 1029
11

經典餘師 小學之部 五卷

文久癸亥再鐫

三書堂梓

此書本文ヨコ書ナリ讀ムヨリ讀ムヲ用ヒ讀法ヲ見ヨ文字ヲ讀ムヨリ註ヲ見ヨ其理自ラ意得ベシヨリ學問ノ初カラザル書也

序

詩曰靡不有初鮮克有終。況不善其初乎。余十數年前。以和字譯經典數部使人易解。蓋余少小時家貧不暇學問。常以病諸。乃其

所譯為與余同病者曩試刺一部播布於世方是時也壯歲虛餙未除妄錄姓氏今而深悔效顰於名家然鞭之於馬腹何益矣言及于此則病於夏畦矣古人或著書而不載名號者竊高其志嗚乎余雖不善其初蓋慎其終幸夾維夏自攝遊于海島及其行也會書肆盡刻其舊稿雖然不識其誰述則嫌於

御製無尊号者。故書以證
其、野人之為云

野夫識

凡例

讀法

一　本文ニ天命之謂性とあるを上段ハ讀法なり。天命之を性と謂とよむべし。和漢言葉ち上と出せり。その如く本文を跡へくり讀べし。和漢言葉ち上下なるなどひなり。扨字衆を以て一字づゝ字を撞てよむべし。天とよむうちハ天ち字を撞てよむうちハ明ち字を撞てよむべし。則とのの声ようにする時ハ則ち字をつくなり。一字動べくび則との訓をそなへやむまくハ次ち字へうにするべくび讀法なり。同ち字ハ上の文字ニ従てよむべきものとをゆべし

一　讀書ち法ハ初ハ五字十字十五字まで宜ぐり讀べし。一巻もそこそこて各生付ふようて多少あるべし。扨全部を讀終て後ニ左

の註をうるべし是儒師と学ぶと異なることれ〳〵

一　此書ハ通俗暁やすきを以て要とするのなり或ハ本文の字義を和訓をくわゝたとゝバ倭勞とし法則をゐる時類なり或ハ俗語を以て本文の意をたゝく○商議といへべきを談合と〳〵適悦するを心よく叶と出たぐひなり其の外音義等之を別ていふなし樂ハ音樂なり樂ハたのしむ樂ハこのむも類いづれもその場呼の聞やすきさの便をるのなり

一　學問の道といふハ貴賤高下を人と日用よおこなふ教へて孝弟を善くふ設をもむるゆへ仁宗皇帝も仰ても無学なる人ハ物と比並たとゐる方なし先けそのよ比をゝバ麒麟ある鳥と比をゝバ鳳皇あり糞土と比をゝバ糞ハ五穀をそゝて土地ハ民をやしなふ徳あるとなん仰あり〳〵

志うるよ学問と事をそ〳〵学あやまる時ハ却て学問もるさ人ふ劣ふ程子の詞よも論語よみの論語よまぞとハのなひし

なり又学問をいさ〳〵我顔なるを仙人と唱ふ〳〵唐土よてむかし隋ハ煬帝の御代よ洪水湧出〳〵ハ帝侍従も某を見顧ふ遣ひ洪水ハいらやうふ有〳〵ぞと問ふよ侍従答ふ浩々として天よ滔々山嶽懐陸地ふ襄ぢれとゐふ帝重ふ民乃咨ハいやうよ有とのまふ侍従そふく百姓ども考妣の喪中ふ如なり〳〵とそやくる是ふる書経の辞をそのまゝ用〳〵なり

是ふう帝ふも学問の顔先よ出その外心厭よ思ふのひ〳〵ハ

やうよ公用をゞ〳〵紀ふて学問辞もそふ〳〵

一　人ふうて博く書を讀日月ハ重ぞしてハ益ふさもうよふ

ものありとそ是もまさ偏倚なることなり一言一句もそのく

讀法

小學に趣す

古者小學ある所以は、教人以灑掃應對進退之節。愛親敬長。隆師親友之道。皆所以爲修身齊家治國平天下之本。

題小學

題とは書の扉なり、この小學の書と輔車大畧とうに題の義なり、人題の肆厳後に二あり、畧なり大率なりの例なり

古者小學教人以灑掃應對進退之節。愛親敬長。隆師親友之道。皆所以爲修身齊家治國平天下之本。

古者とは遠たる人なり、古昔聖人の御代みな太學小學校しいへる二つの學校ありて、八歳より十四歳まで、皆あはれ上は天子諸侯より下の士庶人に至まで、皆あはれ上は天子諸侯より下の士庶人に至まで、皆あはれ

灑掃とは水をうち灑ぎ塵芥を掃除ふいふ、堂上中庭の事なり、節文の儀式なり、進退とは身の進退なり、上の人へ應對するの義、師匠に遵ひ敬恭愛敬ふするの義、師匠に遵

而必使其
と為て講じて而
して之と幼穉之
時に習使　其
習智と與に
長ず。化心與
成て而して扞
格して勝不之
患無きを欲
て也。㊀㊁聖賢
其至書見可
らず不と雖而
も傳記に雜出
者亦多。讀者
往直古今宜
さと異にすると以
而して之と行と
莫。殊に其古今
之異なること無
者と知不。固
ら行可
らず未始
ら不ばあら未也
㊂㊃

今頗蒐輯以為此書。授之童蒙資其
講習。庶幾有補於風化之萬一云爾
㊄㊅

の教と
小學の教
すること
國天下と治平
ならん。而必使
時。欲其習與
格不勝之患也　右の教と幼少より講
習して心性善に
なり、中々物に
忍勝ざる惡へかざる事を知ざるなり
今其全書雖
者往往直以古今異宜而
莫之行。殊不知其無古今之異者。固
未始不可行也　右の世々の小學
の異なるあれば、往往その
に致らざる事始より知べきなり
に於て、殊に古今の相異あるべし。
固らに行ハで叶ざる事始より知べきなり
今頗蒐輯以為此書。授之童蒙資其
講習。庶幾有補於風化之萬一云爾
道と講習とに在小學の教の
ふ所と。さるものと蒐輯て此書と作為。童蒙に授
ける所以の資とハするものなり、何ぞ
風化補ふことなからんや。萬一と庶幾りの爾云

淳熙丁未三月朔旦

晦庵題

淳熙丁未三月朔旦　淳熙ハ年号の名なり、丁未ハ十二年なり、①宋の孝宗の御代なり、下ハ天朝人皇の第八十二鳥羽天皇文治三年に當る

晦庵題す　宋の大儒晦菴先生姓ハ朱氏なり、名ハ熹字ハ元晦と云、又遯翁と云、考亭と云、卒して諡号を朱文公と稱せらるゝ先生道德の學

小學題辭

元亨利貞ハ天道之常

小學題辭　題首にある題辭と道に朱子の述べ給ふ辭なり

元亨利貞天道之常　元とハ萬物の始り、一年の始りなり、春にあたる、萬物なる、艸木萠を發し次第に長ずるなり、亨とハ萬物のそだつ盛なる氣さかんなるなり、草木暢茂人の禮儀あるが如し、利とハ萬物の成就して秋にあたる、萬物實を結ぶ心の厚にたとへ人の行義五教ハ實登草木ハ枝葉のごとく、貞ハ萬物收藏して冬にあたる、萬物枯落して物ごとに失敗す、これ故に秋ハ利ありて萬物ゆく、虫ハ地中に藏れ人もとれく家にこもり、何事も妄なることなく、題天の道

人性之綱

仁義禮智ハ人性之綱

人性之綱　仁義禮智ハ人の道を說給ふ綱なり、木の

凡此厥初不善有ゝ無。藹然ゝ四端。感に隨て而ゝて見る

親を愛ゝ兄を敬し君に忠ゝ長に弟ゝ。是

と彝と秉と口ゝ順ゝ有て彊ゝ無

惟聖の性なる者。浩浩ゝ其天。毫末も加不ゝて萬善足。焉

衆人の蠢蠢ゝ物欲交蔽ゝ。乃ち其綱と紊ゝ。此恭葉に安ゝす

端隨感而見

細ゝ天地陰陽の道理、右旋斡剥負のおこなわれ、人その中に生ゝ、仁義禮智自然ゝ心にそなわり、形容物に感ずるに物に應ずるの端、智端、義端、禮端、是仁義の備ゝ證なり

凡此厥初無有不善藹然四

凡て物の最初不善道理といふ事なし、子ゝ人ゝ禮儀をまなび、義理萬事の端の出見ゝ。たゝ物に感ずるに時ゝ隨てその然ゝ。元來心の中に藹

君親長是曰秉彝有順無彊

愛ゝ敬恭ゝと默ゝられず、君ゝ長者ゝ忠弟にもとゞゝ知ゝるゝ、順理の道ゝて、彊ふるゝゝ、人間の所ゝなゝ。

浩其天不加毫末萬善足焉

禮智ゝ性生のごゝく、その仁浩々、毫末の工夫をくゝへゝて全完ゝ、その德天萬の善道ゝ

衆人蠢蠢物欲交蔽乃頽

物にそゝて欲心を起し、智ゝ多心交蔽て、仁義の綱にそゝて惡ゝ心を頽しくゞゝ行ゝ

其綱安此暴棄

世の衆の俗人ゝ理にくゝ、蠢蠢ゝ事にそれ、やゝん、我ゝ學問行狀と棄暴ゝろと夫に安つゝく

惟聖惟性者浩

聖人ゝ惟右の仁義

惟聖賢則學建師而立以其根與其枝葉而達。

居之惟聖賢則學立師以培其根。

小學之方灑掃應對入孝出恭動靜悖戾或閒暇則誦詩讀書詠歌舞蹈思開或逾

以達其枝。

灑掃應對。入孝出恭。動靜悖戾。或閒暇。則誦詩讀書。詠歌舞蹈。思開或逾

理而窮身而修學之大明命赫然而

餘力誦詩讀書詠歌舞蹈。思開或逾。

理。而窮身。而修。學之大。明命赫然。而

內外有別。

內外有別。

德崇業廣乃其初非不足今豈有餘

德崇業廣。乃其初。非不足。今豈有餘。

世遠人亡經殘教弛蒙養弗端長益浮靡鄉

世遠人亡。經殘教弛。蒙養弗端。長益浮靡。鄉

無善俗世之良材利欲紛拏異言喧

無善俗。世之良材。利欲紛拏。異言喧

幸茲秉彝。夫
と趨ようで隆〳〵
開。爰舊聞と
輯て來裔と
覺〳〵な廢ん人

嗟〳〵小子。敬
て此書と受〳〵。
我言の老に匪
惟聖之誤なり

舜極天閑墜。爰輯舊聞庶覺來裔。其茲秉
彝。夫人皆有仁義の彝と秉まりの
と趨ようで隆〳〵なる、人皆仁義の彝と秉まりの
開。爰舊聞と性分備具ふる、天地ある極まぐるみ道と
輯て來裔と
覺〳〵な廢ん人

讀法

小學卷之一

内篇

立教第一

子思子の曰く天命之を性と謂。性に率ふ之を道と謂。道を修る之を教と謂

小學卷之一

古昔男子八幼少より小學校へ入てこの書に載る所の徳行道藝を學ぶ事となり又大學校の教とその天子諸侯大夫たる人の國家を政務に與る所を習ふまでぶ事となり是大學小學の分なり

内篇

上巻ぶ記せる教を立る本なる故に内と外と内外の篇の義あり

立教第一

誠に教とふものあれ人として禽獣のあるまひに似たるふるの多し

聖人それを憂ひて教を立るふのふり尽て世の人學ての道を知ふの聡ふとさるこれ

子思子曰天命之謂性率性之謂道修道之謂教

性とい和訓むまれつきこのの人ふ不限そべて生て血氣あるのれいその生るほどの天ふり受得たる性のそるのりふて幼少子ふるを父をそこひ母をそこひ心すみ

和に直るゝ或は馬牛性に乘ずる如く牛馬性に耕すに用ゆるが如く皆かのごとく自然と生ずるところの天ろくおのづから命ずるところの理をいふなり人その者の道にそむけるは性の変なり人の性は善なるものなれども惡るものなきは即ち本文にいへる如く性は天ろくより命ぜられたる率ゐ行ふべき道ところをいふなり

遵聖法述此篇俾爲師者知所以

教而弟子知所以學　天ろくより善なるものの道をそうそんするのひてそれと則とをいふなり聖人聖人の立る所の教とは即ち此篇にそうそんせる述て教師たる人に

列女傳曰古者婦人妊子　列女傳は劉向作ところの人の

と娠めハ

寢に側ず不坐　するに邊ず不立　に蹕ざらせ不。邪味と食せず。割正ろ不ハ食せず。席正ろ不ハ不。坐せず日に邪色と視不耳に淫聲と聽不

夜ハ則ち瞽として詩と誦ー正事と道ふ

にて古へ名ある妃の事を列そうく傳ー書そうそれ中ふ曰ろ古者ハ女子嫁入とるて人の婦となりさて懷妊の覺ありてそうろハ作法ろるひそそなり又心得あれ〳〵不孝なる子とろふハ有べーとも思われそし聖人敎を垂たまふそれ事左のおゝー

坐不邊立不蹕不食邪味割不正不食席不正不坐目不視邪色耳不聽淫聲

さて夜にいろく寢時いその身乃そがゝ側み致そこそるかれさて食物ハ毒らーたハ勿論ろり雞卵の類をぞ淫邪なるりのを禁ずべし坐席も正ーかゝめ所ま居べうーに耳目ろハ淫邪なるものゝ後視聽ざるやうにく

夜則令瞽誦詩道正事

夜ハ瞽者ふ詩を誦ぢーて聽べーとぞ詩經の周南乃詞まくハたゝく詩と道ふ事を正ーす

それおろそかにせず正しき事に預るやうに心得べし
そう〳〵天朝へさし出す書物の謄者となりたるの
太平記を写すにも一字一点も誤らぬやう努々
源氏伊勢物語抔の艶書を写すにも禁ずべし　如此則
生子形容端正才過人矣　如此までに心得ずんば生
まれ子を形容心たて端正にして才智人に過ぎたる
ものは今の世にそら懐胎中にいろ〳〵と胎教を禁
まもりて生まれたる子の中々夫婦乃交接をも禁
めたるがそれ子病身なれば憂ひ強暴なれば
又不孝ごまつり心ぐるひなる曲ものなり愚の至し

○内則曰凡生子擇於諸母與可者
必求其寛裕慈恵温良恭敬慎而寡
言者使爲子師　禮記の内則の文に閨門の内の
則をとるに凡て子を生てのち教ゆる事なれば
生てのち教ゆる大事なれ故に諸母のごとく人ごゝ
と擇いでよき子を育ゆへと施すに可者を
内則に曰凡子を生て諸母と擇可なる者與と擇必ず其寛裕慈
恵温良恭敬慎而寡言なるものを擇て子の師傅となすべし
第一に心だて寛裕おゝらかにして慈恵あつく
温良みて敬慎ありてその所に言寡きのをいふ
師傅となすべし　子能食食教以右手能
言男唯女俞男鞶革女鞶絲　右の手を以ものを食ふ
事を教へ唯と致しそれより肝要なるその女子は
子にいたるまで男子は鞶革を用ひ女子は鞶絲を用ゆるとて
食教以右手能言男唯女俞男鞶革女鞶絲　食は食事
右の手を以ものを食ふ事を教へ言は唯と致しそれより肝要なるその女子は
子にいたるまで男子は鞶革を用ひ女子は鞶絲を用ゆるとて
與方名已上六歳方始教數與方名已上三四百万の数をも覚
そのあらましを教べし　七年男女不同席不共
食七歳より至るまでの男女の分を教べし　同じ席に坐べからず
共に食物を器とを分ちとるべし　八年出入門戸及即席飲
食必後長者始教之讓　八年より門戸を出入
及席飲食必ず後に長者より始めて教之讓
教之數與方名已上三四百万の数をも覚
そのあらましを教べし　七年男女不同席不共
食七歳より至るまでの男女の分を教べからず
同じ席に坐べからず　共に食物の器とを分ちとるべし　八年出入門戸及即席飲
食必後長者始教之讓　八年より門戸を出入
及席飲食必ず後に長者より始めて教之讓
子能食食教以右手能言男唯女俞男鞶革女鞶絲　右の手を以ものを食ふ
事を教へ唯と致しそれより肝要なるその女子は
子にいたるまで男子は鞶革を用ひ女子は鞶絲を用ゆるとて
六年教之數與方名已上三四百万の数をも覚
そのあらましを教べし　七年男女不同席不共
食七歳より至るまでの男女の分を教べからず
同じ席に坐べからず　共に食物の器とを分ちとるべし　八年出入門戸及即席飲
食必後長者始教之讓　八年より門戸を出入
及席飲食必ず後に長者より始めて教之讓
七年男女席と同うせず不食を共にせず
八年門戸と出入し及席飲

食必後長者始教之讓八歲に及ぶて少々容儀を教へ
門戸の出入坐席飲食に望むるとき必て長者の人うの身を引さげて後になるべくそでそでめて人を敬ひ物を讓あふれ禮を教るなり　九年教之數日
九年之に日を數うると教
十年出て外傅し居宿一書計と學て衣帛の襦袴をせ不禮へ初に師に朝夕幼儀と學簡諒と請肄於
十年出て外傅に就外に居宿一書計と學て衣帛の襦袴をせ不禮へ初に師に朝夕幼儀と學簡諒と請肄於

十有三年樂を學詩を誦一勺を舞成童の象を舞射御を學
十有三年樂を學詩を誦一勺を舞成童の象を舞射御を學

二十而冠一始て禮を學て委皮可大夏を舞勝孝弟を行博く學て教不内ぶて而
二十而冠一始て禮を學て委皮可大夏を舞勝孝弟を行博く學て教不内ぶて而

禮儀ハ何事にても人へ作法を正一くれ何を我まゝとなりそ容儀と學て幼少なるより物ごとを信實
禮儀ハ何事にても人へ作法を正一くれ何を我まゝとなりそ容儀と學て幼少なるより物ごとを信實

學樂誦詩舞勺成童舞象學射御　十三
學樂誦詩舞勺成童舞象學射御　十三

始の道引そ大事のしたくの手ごゝろの音樂にたづさわて詩を誦そ勺の舞を學ぶごゝろにて十五以上と成長の童子ごゝろ致一め妻へ嫁取一時ごゝろ舞にうつるごゝろへ征伐と象りのにて文武二ツの舞なりにて射藝
始の道引そ大事のしたくの手ごゝろの音樂にたづさわて詩を誦そ勺の舞を學ぶごゝろにて十五以上と成長の童子ごゝろ致一め妻へ嫁取一時ごゝろ舞にうつるごゝろへ征伐と象りのにて文武二ツの舞なりにて射藝

馬術と學ぶべし各々の職業ごゝろ
馬術と學ぶべし各々の職業ごゝろ

禮可以衣裘帛舞大夏悖行孝弟博學不教內而不出　二十而冠始學
禮可以衣裘帛舞大夏悖行孝弟博學不教內而不出　二十而冠始學

出さず不

三十ゐ而室を有つ始て男事を理む博學方無友に孫ふ志ざしを視

四十始て仕物に方て謀ことを出慮ると。道合へば則ち服從

天朝ゐそ元服とて童子の髮容と改めて大人の衣服と加るをなりそして五禮（吉禮凶禮賓の禮軍の禮嘉れ）五禮（吉禮凶禮賓の禮軍の禮嘉れ）禮ゐ旦帛黍の衣服とも着用ひふ〳〵

音樂ゐ文武とゐ大夏とゐ聖人夏の大夏の舞とをなら〳〵そふひべき孝行の道と第順ゐ身持なり何も博く學で胸中に德と蓄心の根ゐ積總て口に出さざるべし

必自慢をゐ人ゐ師匠とするべからず

事博學無方孫友視志（三十の年から婦人をむかへ室と初

吾德に蓄ふべくして朋友に孫ひ交ひて志ひ所の善哉とを視なるべし

四十始仕

なり是ふはじめて交ひて代て男事とつとめ博く學びるべくして是とゐ方無く善ゐるをとを

方物出謀發慮道合則服從不可則去

年四十俗諺ゐ始て仕官とをいふ物の大節に方てゐ思慮深くゐ始て仕官とをいふ君の爲ゐ忠と竭すをさ〳〵ゐ思慮と研く謀と發し出すべし幾久〳〵く服從ひふ〳〵君ゐ祿とさ〳〵上て立去へし

五十命爲大夫服官政七十致事

五十の年ゐ至て君ふり大夫の官に命ぜられ政務と服し地ゐそ年七十と積まゐ致事して老とゐなるふりその官職のみ〳〵と君に致すその意なり

女子十年不出姆敎婉娩聽從執麻枲治絲繭織紝組紃學女事以共衣服

女子の作法ゐ〳〵ゐは

女子ゐ十年ゐ出さず姆婉娩聽從と敎ゐ廉恥と執。絲繭と治ろ紝と織紃と組女事と學で以て衣服に共す

歲十歲ゐ至れゐ閨の門と出べう〳〵ゐ女師匠とひふくて學ふべき事左のごとし第一ゐ婉なるふり容次女のやふ〳〵くめ言語の坱〳〵ゐ二ゐふ婉なるふり容次女のやふ〳〵くめ

指圖ゞ〳〵ゝ
ゝのゝとゝ四に從ゝうするゝゝ順ひ違ふ
紝ゝ織ゝゝ冠ゝの紐に組合ゝゞて女子の事を
ゝゝび得て衣服に共ゝゝゝと覺ゝゝゝ婦ゝ女の師匠迄

觀於祭祀納酒漿籩豆葅醢禮相助奠

先祖の祭祀ととゝて觀ゝゝひ置夫の祭禮の相助
祭祀の奠物を奉ゝるゝとその器ハ竹
のゝ入りのと籩ゝゝ
酒漿葅物醢汁等ゝゝひ木ゝて作ゝと豆ゝゝ本文にゝゝ
ゝゝひ置ゝ以上嫁ゝて後のためにゝゝく
みゝて而ゝて

故二十有五年而笄二十而嫁有

十五ゟ
ゝゝ
天朝の歯黒の例ゝゝ同意ゝて童子
のそゞとやむゝ
緣組とはゝゝひ約
諸と定ゝゝが故ゝ二十にゝゝて

二十而嫁

年十五に至ハ笄簪と以
てその髻と固ゝゝ
嫁入とゝすゝ父ゝ母のゝゝ死去ゝの故あれ
ハ卷中三年と延引ゝて醮禮ととゝ結ゝゝ男子ハ三
十女子ハ二十と以て節とゝゝゝ男女ゝゝ夫まで
に大抵人道の心得をゝゝゝれバ子の教を正ゝべし遅
頃のゝく男子二十にゝゝび女子十五六歳のゝれ婚
禮とゝゝたゝく子と持てゝ道を示その事にゝゝく
作法ゝゝゝゝゝ

聘則爲妻奔則爲妾

不好のゝゝゝゝゝゝの段ハ
女子の心得のゝゝゝゝゝ媒約をゞめゝゝ聘問緤
采等ゝ禮めゝゝゝゝゝゝ夫婦ゝゝゝゝゝゝ

必ず方と正一傾け聽不

幼子ゟ常に視聞み少しと詐偽誰くある
まじ甚つゝ毒なりとも一方へそろと向ひて
目ぞら笑いてまなざしを傾くて物と聽
ふ躰なぐに似たるまわしきなり慎むべ

學記ニ曰古之教る者家に塾有黨に庠有術に序有國ゟ學有

孟子曰人之道有

○學記曰古之教者家有塾黨有庠術有序國有學

古昔ハ國家を治るに教訓と以て第一にいとせつなり少
し論にそぐそろうさと一黨といふそれ二千五百あると一州と名づけ
道と學なりふろう又家の二十五百あると一州と名づけ
學問の場所と庠と名をけ又一國の諸侯の城下にハ
學校と名ぐるところ家塾にて執行おうて上達せし
い庠へ入まて庠ゟ序へ入まて序ゟ學校へ入なり

食暖衣逸居而無教則近於禽獣聖人有憂之使契爲司徒教以人倫父子有親君臣有義夫婦有別長幼有序朋友有信

飽食暖衣逸居して而て教無れゝ則ち禽獣に近し聖人之を憂ふて契をして司徒爲使教ふ人倫父子親と以そ父子親有君臣義有夫婦別有長幼序有朋友信有

於助字

舜典

舜女と並て乱なく夫婦の別ありて老ひ姚少を旨るを長幼の序とす交接を人切なり

舜命契曰百姓不親
五品不遜汝作司徒敬敷五教在寛

偽なく言ひて朋友の信といふの類ひ百姓萬民の親まさるゝ五の品も遜ふことのなけれ
在の如く五の倫と立るのひきて舜帝うさ称て例ありけるゝ百姓萬民の親まさるゝ五の品も遜ふことのなけれ
作敬て五教をさるに倣てをうもろ〳〵司徒の役を敬て教
と敷をて寛に在

夔命曰汝典樂教胄子直而温寛而栗
剛而無虐簡而無傲

夔に命して曰く汝典樂と命して胄子を教よ直おして而して温寛ふして而も栗剛ふして而も虐ふらく無簡
の五の倫と品とゝ在人事のれとそう五の品とゝ在
汝典樂と命して教るゆゑ五教
帝已に契を司徒と命しまひ又夔とゝいふ臣下に樂と典とをしまひ又夔とゝいふ臣
氏ふ教とをのまり樂とゝいふ人れたのしまとゝ居とゝさ徒然にとゝそ心とのふそに

詩言志歌永言聲依永律和聲八音克諧
無相奪倫神人以和

詩は志ざしと歌は言と永しと。
なれ〳〵かゝみやうにそ物と簡すべう〳〵物の虐ふ友て倣たらぶるみやうにそ
觸たづさわりて聖人節樂を制しまひ人の情と正さて道に節なきをうにおりて又濫ふかろ〳〵さ有て寛大と心ひろ〳〵して栗あるべくさそ手剛とたよむとて
聲ふて永しと。
聲依永律和聲八音克諧
志ざしと詩と作て言と永しと歌ふて
聲ふて無けれ倫みだれ神人以て和をて
親と睦しくさと致らくそうん

周禮大司徒以鄉三物教萬民而
賓興之

○周禮大司徒

周公作の書に萬民に教ふ法大司徒の官あり鄉飲酒と称して一鄉

てこれを賓興す
の民聚まりて酒宴とをし一年長と上座とそして孝
弟の道と教ることをし左の載る三の物を以て萬民と
教ふ
鄉の學校にてその鄉飲の禮いその鄉と治る六大夫その
鄉の老人と賓客として招きこれ
一に曰く六德。知仁聖義忠和
事と興行し一曰六德 上おいる三の物ども内 知 物ごと
致すことをし 第一ケ條い此六の德と 仁 本心の德うて
てにて學 愛あるまことのり 聖 諸世ことを一務ること
問の道し 滯固さることをいふ 義
二に曰く六行。孝。友睦婣任恤
心と制て何事とく道あるうめてこと無のり 忠 人の爲うることを心の
言語容貌偏屈 忠うり出ることなり 和
三に曰く六藝。禮樂。射御。書數。
第二ケ條い六 の行爲あるこし 孝
禮禮義 樂 音樂 射 射術 御 馬術 書 書
數 覧數 以鄉八刑糾萬民
鄉の八刑を以て糾萬民 上の物ごと
教て擧ること
一に曰く不孝之刑。二に曰く不睦之刑。三に曰く不婣之刑。四に曰く不弟之刑。五に曰く不任之刑。六に曰く不恤之刑。七に曰く造言之刑。八に曰く亂民之刑。
だそれ一ことをり 一曰不孝之刑二曰不睦之刑
三曰不婣之刑四曰不弟之刑五曰
不任之刑六曰不恤之刑七曰造言
之刑八曰亂民之刑 不孝の罪を第一 上にいへる友睦婣任
幢の立に背戻のこと又造言訛言のこと人命妖不思議の言
と造こうらへてん人と僞りのこと又亂民へてのこうちを
立て万民とをそれ夫うこと造法と乱そそのことすべて
心ある糾明のれと糾明いすることをいふ不弟

王制に曰く樂正
四術を崇ぶて四
教を先王の詩
書禮樂を順
以て士を造す春秋
ハ教之に禮樂を
以てす冬夏ハ教
るに詩書を以
弟子職に曰く先
生教と施すに弟
子是則り温恭孝弟
自ら慮り以て受
る所是務
て

古昔ハ學問を專一とて人の才智ことなりたて
ハ教之に禮樂を以てす冬夏ハ教るに詩書を以
て士を造す春秋ハ教之に禮樂を以てす冬夏ハ教
以て國家の政務を
司掌官あり禮記の王制の篇に樂正
四術を崇ぶて四教を先王の詩書禮樂を順
バ崇ぶべきなり禮記の王制の篇に樂正
聖人天下を治るもの
上下の分限と示し樂經ハ
暗きを教るの道と

善を見て之に從ひ
義を聞て則ち
服すべし温恭孝弟
騎ることなかれ
母

浦の氣色ありく心と虚空て温恭孝弟
受るところの道理と
虚邪母。
騎ることなかれ

志ざし正直と必ず
行ふべし游居常有
必ず有徳に就

心の向ひうごく所を志ざし
いふその志ざしをもち
偽まことのごく
行正しく直ふ有ろまことなり
用事ありて外に游居
あるときも父母の心づかひなくんばあるべからず
出會いうとも徳有人に
就をひ就をひて又一事他行いくべからず

施教弟子是則温恭自虚所受是極

弟子職一先生

聞義則服温恭孝弟切磋琢磨

居有常必就有徳

虚邪行必正直游

顔色整齋中心必式

夙興夜寐衣帯必飭

顔色整く齋ひて心中
常に式敬あるべし朝ま
に寐衣帯必ず飭

朝に益暮に習ひ寒たるに衣と食と少しに苦
小心翼翼そうろう。
此と一つにて懶不
是と學則と謂

暮習小心翼翼一此不懶是謂學則

孔子曰く弟子
入ては則ち孝出
ては則ち謹んで而
信泛く衆と愛
して而して仁に親
づく行餘力有ば
以て文を學

○孔子曰弟子入則孝出則弟謹而信泛愛衆而親仁行有餘力以學文

聖人の例お弟子
の内に在て父母お初と忌
とくなえを習ふ
此らを解
いて

詩お興り禮に立
樂に成㊀助字

樂記に曰く禮樂は
斯須も身を去る
可らず

子夏の曰く賢を賢
んを色に易父母
に事て能其力を
竭し君に事へ
能其身を致す

○興於詩

道とまるび文書れ事と務むべし

立於禮成於樂詩經の德ともに廣く人事の情お通達せ之を學ぶ西心ふを

定て作法ふを又樂の道理と極むれば心やすらぎ人と親しむ
ふ志ざしを立て物と和ぐと以てのり成就いうすこと

○樂記曰禮樂不可斯須去身禮と正しく

法と守るとつく樂と親しむとの二身と治るの本にて斯史も身とくるれ去べからず。○

事君能致其身與朋友交言而有信

子夏曰賢賢易色事父母能竭其力

雖曰未學吾必謂之學矣聖人の御門人子夏の御

朋友與交ハり言ツて而シて信有ハ未ダ學未ダ曰ハ雖モ吾ハ必ズ之ヘヲ學ト謂ハん（未ダ下脫ス矣ノ字）

謂に凡人の己ヨ賢なるとを見てハ心と賢こ及ビ善事あるを見てハ恭ク

たくさんやうにくそ夫と譬て色を好の心ヤの如くこの心

と好の心すこれ間も一念みのり思ふ〳〵君に事たへ我

父母に事てハ己ガかいつくし心とにく〳〵君に事たへ我

身ハ君に奉致一事みれバ君の爻と大切ににそひべ〳〵

朋友又ハ懐ク交會ハ就てハ凡て信實をたがへめやうヲ

言の約束たがハめを道とそくかうの行れ人あらバ假

令學問どいくそる人カうこへとも子夏の思ふうへ

そろ〳〵學問いくうしなるとも謂ふそれ德そうそで

小學卷之一　終

小學卷之二　明倫第二

孟子の曰く庠序學校を設爲して以て之を教ゆ皆人倫を明ふする所以也聖經を稽ヘ賢傳を述て以て蒙士を訓ヲ

孟子曰設爲庠序學校以教之皆所以明人倫也稽聖經訂賢傳述此篇以訓蒙士

（第二の卷ハ人ヲ倫を明ふにいさんが爲の事を記とゝの義なり）

孟子ハ古昔聖德の帝王天下を治ろうふ學校を設爲たまひ教を施ーまふ所以なり庠序ハ學校の別名なり朱子之に擬ひ今ふに聖人の經を稽ゞ賢人の傳ろ所と訓て教訓と立ひ蒙人々と道引との思めーにてこれ

內則曰子ハ父母ニ雞初鳴咸盥漱櫛。

母に事る雞初て鳴て咸盥漱し櫛し縱し笄總し髦を拂ひ冠し綏し纓し端し韠紳し笏を搢さみ左右用と佩。偪し屨こゝて綦を著

縱笄總拂髦冠綏纓端韠紳搢笏左右佩用偪屨著綦

婦男姑に事ふる事父母に事ろうが如し雞初て鳴て咸盥漱し櫛し縱し笄總し衣し紳し左右

婦男姑事父母事舅如雞初鳴咸盥漱櫛縱笄總衣紳左右佩用衿纓綦屨

先とゝて膝まで至のと偪とを次に屨とをさて其綦むすび着とをり

先後在膝偪屨次著綦

次に髦のちりと拂をとゝ次に冠とをてゝ纓を結ぶ綏と

次拂髦冠纓綏

てゝをり次に表よ玄端の衣と着し次に帯とをゝ紳とをひろく次に手に持所の笏と紳とゝさ

次著表玄端衣次帶紳搢笏

ひろく笏に覽書け為をり次に腰の左右に小道具を袋と佩て尊者の用事ふそなふる為をり次に足

次搢笏左右佩小帒容臭

如事父母雞初鳴咸盥漱櫛縱笄總衣紳左右佩用衿纓綦屨

女子も人の婦となれば舅姑

女子如人婦

に事ふる事右のそとをなりて玄端礼衣を着して紳とをさげ笏とをはさみ諸士の妻となりて舅姑に事ふる事右の外に香嚢とさげ屨とを着し綦むすびをわり

以適父母舅姑之所下氣怡聲問衣燠寒疾痛苛癢而敬抑搔之出入則或先或後而敬扶持之

以適父母舅姑之所下氣怡聲問衣燠寒疾痛苛癢而敬抑搔之出入則或先或後而敬扶持之

さて容貌そのひそ舅姑の所へ適て相見をゝりさて所〻に勝るゝ人とする時ハ氣を下つけて声を怡をに不勝るゝ寒を問さて老躰の疾痛ハなさや又衣類の燠寒身に苛癢の所ハなきやうにさゝ所を抑さすりいさゝ所ハなきやうにさゝべし〳〵扨父母ふつさをひそ或ハ先後ふ在て扶持なそゝべし〳〵

扨父母舅姑之衣燠寒疾痛苛癢而敬抑搔之出入則或先或後而敬扶持之

水請沃盥盥少者奉槃長者奉

水請沃盥盥少者奉槃長者奉

盥水と進よるの禮少年ある者槃と奉出

進で盥ハ少者盤と奉ハ長者水と奉て沃盥せんと請盥ハ卒れを

進盥少者奉槃長者奉

巾と授く

欲る所と問て而し

て敬を之と進色を

柔げて以之と温て父

母舅姑必を之

と嘗て而て後て

退そく

男女未だ冠笄せ

未者ハ鷄初て鳴て

咸盥漱し櫛し

縦し髦と拂ひ總

角

纓と袵を皆容臭

と佩昧爽みて

而して朝

そ

午長の者ハ水と奉るとありさて舅姑にむひて沃

盥めくと請わざくと盥て卒るへハ巾をとりてさけ授へくそ

問所欲而敬進之柔色以温之父母舅姑必嘗之而後退

次ふ父母の食飲

欲あ所と問たづねく

敬てその品と進るあり顔色と柔和みていきみを

温しく父母の心をうかひ見てこれと嘗こあひく

後たち退こその義こそあるべき

各々食古又いさて

未明より父母のさぐんとうかふあとそあり早朝の勤く

男女未冠笄者鷄初鳴咸盥漱櫛縦拂髦總角

男子女と

童兒

纓袵皆容臭昧爽而朝

そき未冠笄といふこそある者の礼あり上ふ述し如く髦

とうち拂て左右へふりわけ三所こそ總とあちひて束

そのかうち角の

ぶくに致あり袵

そて容儀ふ與ふる飾物といふ香嚢あり臭とにけて

凡内外雞初鳴咸盥漱衣服斂枕簟灑掃室堂及庭布席各從其事

内外こそ召使下男下女

のたぐひ何も早朝起

問何食飲矣若已食則退若未食則佐長者視具

ふ何とうとうひ問とそあり

食の支已こそあるべき

あざれば年長の者の佐こいふ俱々

已食則退若未食則佐長者視具

引あけの爽みんとする頃そう

問何食飲矣若

凡内外雞初鳴咸盥漱衣服斂枕簟灑掃室堂

空昧く夜の

及庭布席各從其事

内外こそ召使下男下女

のたぐひ何も早朝起

て顔と盥こそあり口と漱く衣服こそあり上ふる者の

枕簟席みづと鋪かうげ室堂の中并ふ庭等と掃除

いふ水と灑うちて清ろうて尊者の座席と布り

け夫ふうふ女ハ内の哀みかう男ハ外の用向と司ぐり

父母舅姑將坐奉

父母舅姑將こ坐

そ

父母舅姑將坐奉

○

席請何鄉將社長者奉席請何鄉將社長者奉席請何鄉將社長者奉

事不敢祖揚不涉不撇褻衣衾不見
褻父母唾洟不見冠帶垢和灰請漱
衣嘗垢和灰請滌衣嘗綻裂紉箴請
補綴寒氣の時とらべど敢て衣服を襲ざるべし身養
そのうちめぐべき事の敬みある事ならばなり無
衣嘗と撇ざるべし射禮等のたぐひあり水ぞ涉みべし
いくたびたりとも父母の唾洟等ハこゝろよく見み
ならば冠帶垢みづからの父母の唾洟等ハ灰水にて漱ぎ和して漱ぎ
衣嘗と滌も同前なり綻ひまつこと紉箴を以て
補綴べし
少事長賤事貴共帥時
年少の
年長ず事ハ賤の身ぞ貴人ず事ぞ共も
時ハ禮に帥ふべし

曲禮曰凡爲人子之禮冬溫而夏
清昏定而晨省凡て子の親おつかふる禮ハ
如し冬ハ父母の寒氣にさゝ
ざるやう朝暮氣とつけ夏ハ清ざるを心がけ昏ハ能ゝ安否をとふ責
ありまでを見定てあるべし晨ハ夜分の樣体いかゞ有し
第一の義なり出必告反必面所遊必有
常所習必有常業恒言不稱老用事あるて
他出いふ
時ハ何用ゐ付て何方へとふらふと告申べし又反ぞ父母
に面いてハ外方ゟ遊留いたさゞるやう常ゝ定ま
又有て父母ゟ
けをなして大藝の内を習ひ常ゝ業とらざるべし又恒
ざるやうにをつとめ
の言語ゟ老耄ぬる事稱まじ老とて
ものとそしらざるやうにをつとめ
禮記曰孝子之有深愛者必
禮記曰孝子
之深愛有者ハ
老と稱せず
出るゟ必ず告反るに必ず面す。游所
必ず常有習所
必ず業有恒の言
曲禮ゟ曰く凡人の
子為之礼冬ハ溫ゝ
して而も夏ハ清く
し昏ハ定めて而ゝ
晨ゝ省る
少長ゟ事ハ賤貴
ゟ事ゟ共時に
帥ふ

必和気有和気者必有愉色有愉色者必有婉容有

孝子如玉之執如奉如盈如洞洞屬屬然如弗勝如將失之

嚴威儼恪親之事所以非禮也

曲禮曰凡人之子為者居奥坐不中門行不中道立

食饗禮為不祭祀尸為不

聲無聽形無視高不登深臨不苟誓不苟笑

（於）助字

有和氣者必有愉色有愉色者必有婉容

凡為孝心和氣愛敬之發必和氣有於中者必愉色有於外者必婉容有

孝子如執玉如奉

孝子之事親也如執玉之重如奉之承恐失墜

盈洞洞屬屬然如弗勝如將失之

盈洞洞屬屬然皆謹畏之貌弗勝如不勝其物將失之如恐墜也

嚴威儼恪非所以事親也

嚴威儼恪皆謹畏之貌非所以事親也親之所愛亦愛之敬之所敬亦敬之

○曲禮曰凡為人子者居不主奥坐不中席行不中道立

凡為子之道居室則東西有常處坐則尊者在奥而安處不可以過而失之父母尊長在室則子弟侍坐於旁不敢安其坐不敢正其席不敢當其中央不敢踰越而過之父母尊長有命召己則

父母うちなまひるる身
ぞひるべし名を大切にいて父母の心
ぬやうねがうなるべし高き所に登る深き所に臨むべ
危きに致べからず苟且ることを人と譬笑ざるやう人
ろべからず又我とおろそかに父母を輕しむるやうに慎むべし

○孔子曰父母在不遠遊必有方

父母をひとくし身はたゞ父母の心と安堵なさしむると第
一とす遠方へ行ざるやう角を定めその所を
うるやうにて告べし若遠く遊居いてもやはり遠き方
と以て告べし

○曲禮曰父母存不
許友以死

父母世にあるの時は執友のために心
まで盡すべきは信實を以て命とすべし死を遂ざるは朋友と
第一義なり況武家の者族なるべく出て同役のものを
見殺にいたすべからず

○禮記曰父母在不敢有
其身。不敢私其財。示民有上下也

父母の世

有を示す也

○内則曰父母在子婦之
孝敬者敬之父母舅姑之命勿逆
勿怠若飲食之雖不嗜必嘗而待加
之衣服雖不欲必服而待加之事人
代之已雖不欲姑與之而姑使之而

父母在ば饋獻車馬ふ及ざるやう
馬ふ及ざる不民ふ敢
て專にせざるを不敬と示す
也

内則ふ曰く子婦の
孝敬なる者敬をる者
父母舅姑之命。逆
ふること勿れ。心ふこと勿れ
若之ふ飲食をれば
者ふこと雖ふる必ず
嘗ふて而ふして待つ
之ふ衣服を加ふれば
欲ざる不と雖ふる必ず
服て而て待つ之ふ

ふ在ふる内ふにふる我身とふるものと思ふまじくふる
事ふ父母のその故ふ
いふるまでにふるものとするなり金銀財宝をも私ふ
いふるまでにふるまでにふるまでに

後復之　子之父母使婦勞己欲己不己雖逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

子婦以私貨無私畜無私器無敢以私假人以與不婦或予之飲食衣服布帛佩帨苞蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜

無私畜無私器不敢私假不敢私與

婦或賜之飲食衣服布帛佩帨苞蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜

婦子　凡物之可以養父母之口體者雖逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

○子婦無私貨

又何可以貨財之事而輒干父母之命乎

○子婦孝心之道敬謹父母之命

父母之命時心不欲品物之貴方美衣服之類不敢用心察之

○子婦朝夕之二度饋食之節

父母之命時心不欲品物之貴方美衣服之類不敢用心察之

○子婦無私貨

又何可以貨財之事而輒干父母之命乎

○子婦孝心之道敬謹父母之命

逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

子婦以私貨無私畜無私器無敢以私假人以與不婦或予之飲食衣服布帛佩帨苞蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜

若之友一賜之則辭命不得

婦若私親昆弟有賜之則受而藏之待

受賜藏以待之

若之友一賜之則辭不得命如更

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

婦子　凡物之可以養父母之口體者雖逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

○子婦孝心之道敬謹父母之命

逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

子婦以私貨無私畜無私器無敢以私假人以與不婦或予之飲食衣服布帛佩帨苞蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜

若之友一賜之則辭命不得

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

若之友一賜之則辭不得命如更

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

弟將與之則必復請其故賜而后與之

曲禮曰父召無諾先生召無諾

弟將與之則必復請其故賜而后與

曲禮曰父召無諾先生召無諾

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

若之友一賜之則辭不得命如更

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

婦子　凡物之可以養父母之口體者雖逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

○子婦孝心之道敬謹父母之命

逆意必復之以俟其平而後己復之使之復事之

子婦以私貨無私畜無私器無敢以私假人以與不婦或予之飲食衣服布帛佩帨苞蘭則受而獻諸舅姑舅姑受之則喜如新受賜

若之友一賜之則辭不得命如更

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

弟將與之則必復請其故賜而后與之

曲禮曰父召無諾先生召無諾

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

弟將與之則必復請其故賜而后與之

曲禮曰父召無諾先生召無諾

婦若私親昆弟有賜之則受而藏以待之

弟將與之則必復請其故賜而后與之

曲禮曰父召無諾先生召無諾

無唯ヿ而ヿ起

士相見禮ニ曰
凡ソ大人ト立言ヘ始
ハ面ヲ視中ハ抱ヲ
視幸ニ面ヲ視改
ひろふト母レ衆皆
是ノ若ソ

父ノ若ハ則ち目
ヲ遊シ面ヲ上ニ
ト勿レ帶ヲ下ヲ
そこ勿レ若言不
ヿ立バ則ち足ヲ
視坐セバ則ち膝

諸先生召無諸唯而起

先生ノ方召ヲふみのそくに唯トりかヿて坐ヲ
起ンとそ諸ハおそれ唯ハくろんとかくに　○士

相見禮曰凡與大人言始視面中視

抱卒視面母改衆皆若是

儀礼ニ士ノ相見礼

ヲの女て曰く凡そ大人ノ対坐の時ハ始ハ
視ヲり中ハ抱懐の所ヲ視ヲり卒ニ又面ヲ視てい
そ面ヲとヲり言ハふうちふうちをあけて貴人の面ヲ見
るとそれそれ対坐の内ハ始終改ヘ
なゞしそれその外貴人數ハ
それその如ヿとそ

若父則遊目母上

於面母下於帶若不言立則視足坐

對坐の時ハ右のかにいこゞ
ふくなり面ヲ上ニ返々
きとつゆくみる

則視膝父母ヲ

則ち視膝

禮記曰父命呼唯而不

問ハまさ　くゝて用ふゆゑなり面ヲ上ニ返々
ゝあげざるく帶ヲ下ニハ心苦のつゝそなえきう

諾手執業則投之食在口則吐之走

安否た氣ヲ
つくるゞ為なり　○

而不趨親老出不易方復不過時親

ちえを吐ヘ走
て而ヿ趨不
親老てハ出に
方ヲ易ず復に
時ヲ過ヘ不親

癆色容不盛此孝子之疏節也

ぞ飲けあて呼
ぬやうくなり　うし
報置べし　食事の
走てておくく趨
ゝも隨ふ近きに
に時刻ヲ過さ

唯對ヲいつゝ諾のさ
手に事業いつゝ靴あうふも

父母ノ事

方ヲ在て所ヲ易ざるべし　衰
他出いとん
老たるハ
ゝハ容色ヲ
親癆あるゝ

父沒而不能讀父之書と謂ふべし此孝行なり。父沒而不能讀父之書と謂ふべし此孝行なり。盛んうるべき道の疏節なり。

之書。澤存焉爾。母沒而杯圈不能飲焉。口澤之氣存焉爾。父母世を沒てて後も孝心なる

ものは父の書を讀につけても父の手澤うるわしく等とうるほひけるさまを見るより父母の杯圈やうのものまでも飲がたくて存在してあるが如に思ふこゝ

○內則曰。父母有婢子若庶子庶孫甚愛之。雖父母沒。沒身敬之。不衰。子有二妾。父母愛一人焉。子愛一人焉。由衣服飲食。由執事。由敢視父母所

愛。雖父母沒。不衰。婢女の產一子庶子庶孫のうたぐひありて父母寵愛したまふこと、たとひ父母世を沒すといへども、己が身これを恭敬みて衰へさるべきなり。又子の妻二人ありて父母一人を愛したまふとも、己が二人の妻を敬愛するが如くに致すべし衣服飲食やうの事のつゝしみに至まで父母の愛一人を引下げていさゝかにても妻よりも引下ぐるやうにあるまじきなり。父母すぎもその致すべき衰へすぐるなり。

子甚だ其妻に宜しくも父母悅び不ば出す。子其妻に宜不も父母是善我に事へ曰。子夫婦之禮を行ひ。身を沒るまで衰へ不。

愛。子二人を愛衣服飲食由執事由敢視父母所愛。雖父母沒。不衰。子有二妾。父母愛一人焉。子愛一人焉。由衣服飲食由執事。由敢視父母所愛。雖父母沒。不衰。

題ふる孝道なり。子甚だ其妻に宜不も父母是善我に事へ曰。子夫婦之禮を行ひ。身を沒るまで衰へ不。

不宜其妻父母不悅出。子甚宜其妻父母曰是善事我。子行夫婦之禮焉沒身不衰。

不宜其妻父母不悅出。子甚宜其妻父母曰是善事我。子行夫婦之禮焉沒身不衰。子ふるうの妻とむつべからざるも、父母の氣にうるはざるへ出すべし。又己の心に宜うとても、父母の氣にうるはざるへ出すべし。又己の心に宜うとて、父母の御に是ふるうられに

ほそうかり、いくそ我心にうるしくゆへいろ
まぐも夫婦の禮にまさるべし、沒身そのあるうの
衰へなうくなり、誠にもれ一条へくく心得
べきなり、末世ふかくうの心ろきうの多く不埒の至うり

○曾子曰孝子之養老也樂其心不違其志樂其耳目安其寢處以其飲食忠養之

曾子の曰。孝子の老を養ふ其心を樂ましめ其志に違不其耳目を樂ましめ其寢所を安んじ其飲食を以て之を忠養す

是故父母之所愛亦愛之父母之所敬亦敬之至於犬馬盡然而況於人乎

是故に父母之愛する所は亦之を愛。父母之敬する所は亦之を敬す。犬馬に至て盡く然而を況や人に於て乎

內則曰男子沒則長子老家婦所祭祀賓客每事必請於姑介婦請於家婦舅姑使家婦毋怠不友無禮於家婦舅姑若使介婦

內則に曰く男子沒ば則ち姑老ぬ家婦の所の祭祀賓客は事毎に必姑に請ふ姑は家婦に請ふ家婦姑家婦を使ふ

母敢敵耦於家婦不敢並行不敢並
命不敢並坐舅世沒則姑老而不
與家子之婦人言惟姑使之則
爲家婦之禮如舅在時凡婦人
祭祀賓客之事皆稟命於舅姑
而行之舅姑使婦人主之則婦
人專行之不復稟命也凡婦人
與舅姑同爨則婦人執其勞舅
姑使婦人爨則婦人不敢與舅
姑同爨舅姑之衆中一人何事
不與家婦謀家婦不與家子謀
家子之妻不敢與舅姑之命召
家婦家婦不敢與舅姑之命召
家子之妻家婦之事舅姑無所
不與舅姑之命無所不聽凡婦
人私室之事舅姑不與焉家婦
不敢與舅姑同處舅姑坐則侍
立行則隨之舅姑使坐則坐使
行則行舅姑之命不可違也舅
姑有命雖甚愛之不敢留舅姑
有命雖甚惡之不敢怨舅姑有
過則下氣怡聲而諫之不敢逆
其意舅姑有疾則憂色不解衣
不脫帶侍湯藥必先嘗之舅姑
使婦人爲事則爲之不使則已
舅姑之命不可不敬也舅姑之
衣服器用敝則更之不敢留舅
姑之衣服器用雖敝猶藏之不
敢更也舅姑之所愛雖犬馬必
爲之蓄舅姑之所惡雖親戚必
爲之遠舅姑之所敬雖疏賤必
爲之親舅姑之所怒雖至親必
爲之疏舅姑之所愛

有過諫而不逆父母愛之勞而不怨父母過而不諫逆父母惡其得罪於鄉黨州閭寧熟諫父母怒不說而撻之流血不敢疾怨起敬起孝（父母又過失あらば氣を下べし、○）内則曰父母有過下氣怡色柔聲以諫諫若不入起敬起孝說則復諫不說而撻之流血不敢疾怨起敬

吉惜不琴瑟御セ不肉を食して味を變ずるに至不酒を飲で貌を變ずるに至不笑て舅に至不怒て詈に至不疾止ば故に復す

食肉不至變味飲酒不至變貌笑不至詈疾止復故

父母の疾に眠もふくつろぐ心得をのべず第一義なり扇なくいそたるもあをぐべし大笑ふ奴僕なり孝心のあつきは、こゞろをにごさずうぐべし疾愈たまへば復常の如くせよ

至匆怒不至詈疾止復故

父母の疾に侍るも翔なごりもとつくろはず、詼諧急惰にうつらず、琴その外かろきものを御べからず肉食そも味の變ずるまで食すべからず酒にかゝらの酔て變ぬやうにすべし、舅の咎むべし、父母の怒こゝろよからず大笑なり

君疾有て藥と飲ば匕先之を嘗む親疾有て藥を飲ば子先之を嘗む醫三世なり〳〵不ば其藥を服セ不

先嘗之親有疾飲藥子先嘗之醫不三世不服其藥

士君疾にうつゝをぬかすべからず醫三世つゞきたるものゝ藥ところゝ飲

孔子の曰く父在ば其志ざし觀父沒ては其行と觀三年父之道に改ること無孝と謂可矣

孔子曰父在觀其志父沒觀其行三年無改於父之道可謂孝矣

君有疾飲藥臣

內則に曰く。父母舅姑に事へ、父母の行を觀て我に大いに愆あるゆゑに、父母の心に恐れ懼れて、三日もその道を改めざるこそ孝子の心なるべけれ。

○內則曰父母雖沒將爲善思貽父母令名必果將爲不善思貽父母羞辱必不果。父母沒たまふとも、一事々々父母たらんことを思ひ、貽をいさぎよくせば父母の令名を貽にうるはしくし、果して不善ことを貽かうぶらしめんと思ひて、父母の羞辱と貽かうぶらしめざるべし。

祭義に曰く。霜露既に降れば君子之を履て必ず愴怛之心有。非其寒之謂也。春雨露既に濡ふ君子之を履て必ず悽愴之心有。霜露之謂也。

○祭義曰霜露既降君子履之必有悽愴之心非其寒之謂也春雨露既濡君子履之必有怵惕之心

禮記の祭義の篇にもしばゝ秋に霜露ふるころ、君子之を履ばかならず悽愴さるゝ心ありて、全寒のためにあらず、時にかんじて四方の氣色をもよほすがごとく、春雨露うるほし、君子之を履ばかならず怵惕の心ありて、雨露のためにあらず、去歲にすくたちし草木のうるほふを見て、父母のこゝろに思ひ出るにつけても、父母のてをかざりし有德の君子孝子なりしの常に忘れざるゆゑに時にかんじて悽愴怵惕するなり。

○祭統曰夫祭也者必夫婦親之所

果さず

祭義に曰く。霜露既に降れば君子之を履て必ず悽愴の心有。非其寒之謂也。春雨露既に濡ふ君子之を履て必ず怵惕の心有。霜露之謂也。

祭統に曰く。夫祭也者必

以備外內之官也官備則其備君子之祭也必身親莅之有故則使人可也（先祖の祭ハ女ハ内男ハ外ニて夫婦一同に親く祭るべきなり）

官人備りぬれバ其物ごとに備りたるや否を見て自身ゆんごろにつゝしみて其事に莅手づから祭るべきなり（不得已故ありて使を可也）

祭義曰致齊於內散齊於外齊之日思其居處思其笑語思其志意思其所樂思其所嗜齊三日乃見其所爲齊者祭之日入室優然必有見乎其位周還出戶肅然必有聞乎其容聲出戶而聽愾然必有聞乎其嘆息之聲（祭義の篇に先祖と祭に外の交りに七日の齊戒あり心の散やすふるゝ事なれバ齊戒とていふうの事ハ勿論なれども心のちりぬるふるゝ後の三日ハ親の食をも夫婦の醜穢ハ勿論なれども心のちりぬるふるゝ後の三日ハ親の常に居處所ハもとより、七日の散齋の内に妻妾たちく酒と飲ず、葷ざるのことく常に樂好たまふまじ一味に嗜たまふまじ等のこゝろをつゝしみ父母在世のまもさと思出し心とゝのへて祭の當日その神靈をむかへまつるごとくにして室にいりてハ父母のすがたを見るごとくにして齊戒をなしてハ父母のなげきたまふこえをきゝ出戸にいでゝハ父母のなげきたまふこえをきゝ出戸にいでゝハ父母のなげきたまふこえをきゝ出戸にいでゝ

是故に先王之孝色目に忘不聲耳に絶不心志者欲に忘不乎

愛と敬と則ち存。慤と敬れば則著ける。著存。寒と雖も祭服を衣ず。寒と雖も祭器を執ず。燕と雖も必ず凭几に坐ず。

優然に父母の位にみるがごとくなり、慨遷して室の戸を出るごとくなり、愀然に嘆息に声するやにたがいゆく心

王之孝也色不忘乎目聲不絶乎耳是故先

心志者欲不忘乎心

先王の孝道とは祭ることなり。慎むと第一ここそ

その容色とをおもうに、又常に父母のこころと必にみてわすれざるごとくなり。致愛

則存致慤則著著存不忘乎心大安

父母の愛敬ふてこころ

得不敬乎

常に在下なるごとくなり。右の著明ずるごとくなり。

尊嚴まる在ごとくなり。

曲禮に曰。君子雖貧敬せざることなかれ（曲禮曰君子雖貧

貧しくして安らかなり。

不粥祭器雖寒不衣祭服爲宮室不

たとえ寒氣るとも、たとえ因窮に至るとも、祖靈を祭器物を粥ず。

斬於丘木。君子という

ごとくなり、たとえ宮室を為にたとえ形ると

服を衣ざるべし。

ありとも丘木をきるの道理なり。

斬於丘木（王制曰大夫

先祖をいつるの

祭器不假祭器未成不造燕器（大夫

大夫ハ田祿の

家の祭器とひとに假ることなかれ。家の道具をもちゆるごとくなり。

用ゆる所の器を造ることなかれ。

謂曾子曰身體髮膚受之父母不敢（孔子

孔子曾子に謂て曰。身體髮膚之を父母に

曲禮に曰君子貧く雖祭器を粥ず。祭器假ず。祭器未成ず。燕と雖も祭器を造ず（未二處）

王制に曰。大夫祭器假ず。祭器未成ず。燕と雖も祭服を衣ず。宮室を為に丘木を斬ず（於）

受取て毀傷セ不ハ孝之始也立身行道揚名於後
世以顯父母孝之終也聖人孝行の道と曽子〔教訓あ
りたまふやうく人の身體ハ髮髭より一寸の
虐まぐも父母より受つぐ不孝なり我身そこへ
せたまふやうく人の身體ハ髮髭より一寸の
虐まぐも父母より受つぐ不孝なり我身そこへ
も疵に傷つけ名を毀うそつく不孝なり右
のごとを心にそなへ吾この身
の行狀をうつし立て道にうへ義理にたがふ
なく名を後の世に揚て父母の德をそ顯すこと
とぞなすべ孝道を夫孝始於事親中於事
終ーこそものく

君終於立身

孝の始ハ親に事そもる弱年より我身
相應に物を立るに愛親者不敢惡於人敬
終ふーなりてそ

親者不敢慢於人

人を惡く憎ハ人も返報をそんく理

夫孝ハ親に事るに始。君に事るに中。身と立るに終
於

親を愛する者ハ敢て人と惡不。親を敬する者ハ敢て人と慢ら不於

愛敬親に事るに盡。而して德教百姓に加り。四海に刑る是天子之孝也於

上に在て驕不高して危不。節と制ー度と謹む。滿て而して溢不。然ーて後に能其社稷を保。而て其民ハと和ぐ此諸侯之孝也

自然より、それ今日親と愛敬にそまるおいつそんそれ
そまるおいつそんそれ

愛敬盡於事親而德教加於百姓刑於四海

道と在上不驕高而不危制節謹度滿而不溢然後能保其社稷而和其

立あるかくあーがそ
刑しなうて四海太平ーまるーそ

德下々〔加と百姓萬民の
上に居なてそ心の

民人此諸侯之孝也

明君ハ萬民の賢人をうやまいそのの身ふ
驕ぶりなく儉約と守なり故に高き位に居まどて危きと
なし、且ふく謹心を節度に制そうたまふ故
に滿もそ溢もそ然あて後にそ能國家

先王之法服に非ざれば敢て服せず。先王之法言に非ざれば敢て道わず。先王之德行に非ざれば敢て行わず。然後能く其宗廟を保つ。此卿大夫之孝也

孝を以て君に事れば則ち忠。弟を以て長に事れば則ち順。忠順失わず。以て其上に事れば、然る後能く其祭祀を守る。此士之孝也

天之道を用い、地之利に因り、身を謹しみ用を節し、以て父母を養う。此庶人之孝也

故に天子自り庶人に至るまで、孝、終始無くして患えざる者未だ之有らざる也。

の社稷を保ち、人民を治和けたまふなり、是諸侯の孝道なるぞ、社ハ土地の神なり　穀ハ五穀の神なり、辰て國家の～～を社稷と～～なり　非先王之法不敢道非先王之德行不敢行然後能保其宗廟此卿大夫之孝也　先代の聖王祀法と定るゐ貴賤上下の分限を制一たまふ人倫太夫の孝なり、國下安穩なり、心あるものゝ法の言と道べし　然後ゆゝそ家と保べし　宗祖の廟ともゝ滅ぶべし、身のゝ德義にうるべし　非先王之法言不敢道非先王之德行不敢行然後能保其宗廟此卿大夫之孝也　ハ法るゝ～ゐ衣服ハ敢て服すること　なるべし　ロに無

孝を以て君に事れば則忠。弟を以て長に事れば則順。忠順失わず。以て其上に事れば、然る後能く其祭祀を守る。此士之孝也　父母に孝なるものハ君に忠なり、長の者に順ふ、忠と順と心と先ふくる上に事るこゝろハ官祿まもるべし、先祖の祭祀たゞ　用天之道因地之利謹身節用以養父母此庶人之孝也　利ふくる、身のおこるゐと慎し生涯の入用を節制し、天の氣節地の產物に因就て父母をやしなふ庶人の孝とぞ　故自天子至庶人孝無終始而患不及者未之有也　上ハ天子下ハ庶人の終ともゝ孝道の初ともゝ　故にむるが訣なり

孔子曰父母生之續焉
母之生之續焉
可不大乎君親臨之厚矣
君親臨之厚矣
君親臨之厚焉可不重乎
君親臨之厚焉

是故愛親者不敢惡於人
敬親者不敢慢於人
愛敬盡於事親而德教加於百姓
刑于四海蓋天子之孝也
甫刑云一人有慶兆民賴之
其此之謂乎

在醜不爭居上而驕則亡
爲下而亂則刑
在醜而爭則兵
三者不除雖日用三牲之養猶爲不孝也

五者備矣然後能事親
事親者居上不驕爲下不亂
在醜不爭居上而驕則亡爲下而亂則刑在醜而爭則兵三者不除雖日用三牲之養猶爲不孝也

事親者居上不驕爲下不亂
在醜不爭居上而驕則亡爲下而亂則刑在醜而爭則兵三者不除雖日用三牲之養猶爲不孝也

五者備矣然後能事親

致病則其憂
致喪則其哀
致祭則其嚴
父母生之續也
大哉君親臨之厚乎
人者謂之悖禮
是故不愛其親而愛他人者謂之悖德
不敬其親而敬他人者謂之悖禮
悖德悖禮
無所逃於天地之間
孝子之親事居則致其敬養則致其樂病則致其憂喪則致其哀祭則致其嚴
五者備矣然後能事親

親に事る者は上に居て驕らず下と為て亂れず醜に在て爭はず則ち兵す三の者
致病は則ち其憂
致喪は則ち其哀
致祭は則ち其嚴
父母生之續也
大哉君親臨之厚乎
人者謂之悖禮
是故不愛其親而愛他人者謂之悖德
不敬其親而敬他人者謂之悖禮
悖德悖禮
無所逃於天地之間
孝子之親に事る居は則ち其敬
養は則ち其樂
病は則ち其憂
喪は則ち其哀
祭は則ち其嚴
の者備る然後能く親に事る

除不ハ日に三牲之養を用ると雖も猶不孝と為也

孟子曰。世俗に所謂不孝なる者五。其四支を惰り父母之養を顧ず。一つ不孝也博奕飲酒を好み妻子を以て父母之養を顧ざる二の不孝也貨財を好み妻子を偏愛して父母之養を顧ざる三の不孝也耳目之欲を縱ま

以て父母之戮と為ざる四の不孝也勇を好み鬪狠を以て父母を危ふくせざる五の不孝也

曾子の曰く身者父母之遺體也行父母之遺體を行ふ敢て敬せざらん乎居處莊ならざる不ハ孝に非る也事君に事て忠ならざる不ハ孝に非る也莅官に莅て敬せざる不ハ孝に非る也朋友に信ならざる不ハ孝に非る也

身體四支の安樂を好み事に惰そむかと為四の不孝也喝しと父母と養ふことを顧ざるなり父母を好み酒と歌かと父母の事と好み貨財を好むときは又ハ妻子妾の類又ハ人の目と好て鬪狠を好み遊樂と事とし又ハ人の耳と音曲に耽ると好み顏色に及ぼす類と引ぐ

○曾子曰身也者父母之遺體也行父母之遺體敢不敬乎居處不莊非孝也莅官不敬非孝也朋友不信非孝也五者不遂哉父其親敢不敬乎

（世俗に所謂不孝とは都て五ケ条あり人々）

い孝に非う悪
五の者遂不れ
哉ひ其親に及
敢て敬せ不乎
（廻）

孔子の曰らく五
刑之屬三千而
して罪不孝より
大なるは莫（於）
焉

故に父子の親
を明す

誠に敬もぐ〳〵なる
禮儀なく莊なさゞれば
怠なる〳〵、官職に居る〳〵事に莅て敬
朋友の交りに言たがひて不信實なる〳〵陳場の
戰爭に臨て勇氣なれも孝道に非るものなり、〳〵おこる致し遂ざれば
父母の恥辱哉〳〵（○）孔子曰。五刑之屬三
千而罪莫大於不孝（五の刑〳〵墨辟と
劓辟〳〵足刖辟〳〵宮辟〳〵大辟〳〵宮辟の男女不義の刑うち、宮辟の
陽根の勢を斷なり、右に屬するもの凡その數
三千もある中ふく不孝の
罪を大なるものとするなり）

右明父子之親
（父子の道の親愛と第
一なるを
事を明ふ
するもの
なり）

（○）禮記曰將適公所宿齊戒居外寢
沐浴史進象笏書思對命既服習容
觀玉聲。乃出（將に公所に適と將
〳〵宿に齊戒〳〵外寢に居り
沐浴す史象
笏と進て思對
命と書。既に服
して宿觀玉聲
と習乃ち出
（將）に度

禮記に曰。將に公所に適と將〳〵宿に齊戒〳〵外寢に居り沐浴す史象笏と進て思對命と書。既に服して宿觀玉聲と習乃ち出（將）に度

曲禮に曰。凡君の
爲に使する者は
已に命と受れば
君言家に宿不
君言至ば則ち

使者已受命君言不宿於家君言至
則主人出拜（ス）君言之辱（ス）使者歸則必

主人出て君詔之辱かたじけなきと拜す使者歸れば必ず門外に送る（於）（于）

若人と君所に使すれば則必ず朝服して而して之に命ずる使者反れば則ち必ず堂と下て而て命を受（於）

論語に曰く君召擯使れば色勃如たり足躩如たり（也）

若使人於君所則必朝服而命之使者反則必下堂而受命

論語曰君召使擯色勃如也足躩如也

擯所與立左右手衣前後襜如也趨進翼如也賓退必復命曰賓不顧矣

擯の役をかねたる時顏色たゞしくして足どりもつゝしみて躩如たり（也）

擯所與立左右手衣前後襜如也趨進翼如也賓退必復命曰賓不顧矣

與立所と揖して手と左右にし衣の前後襜如たり趨進むに翼如たり賓退けば必ず復命して曰く賓顧みず（也）（矣）

公門に入るに鞠躬如たり容不

擯の役とかねたる時顏色たゞしくして足どりもつゝしみて躩如たり（也）

擯の役とかねたる時顏色たゞしくして足どりもつゝしみて躩如たり（也）

〇入公門鞠躬如也如不容立不中

公門に入るに鞠躬如たり容不

ず如一立に門に中ヒ不行に閾と履不迴

位と過れバ色ヲ厲べくゝ容ヲくゝそうにたゝくゝ

門行不履閾

門太公の御門に入くゝゝ敬と鞠躬如容ヲくゝそうにたゝくゝ

足躩如也其言似不足者

君の佇立ふ場所あり、是と虚位とゝ位の間に假令君居まるゝ共行過れバ正ゝく顔色と變ド勃如ゝのあるゝ人ゝ詞語にもうくゝ詞の不足に似るやうにのべゝくゝ

攝齊升堂鞠躬如也屛氣似不息者

齊と攝て堂に升ル鞠躬如ゝ氣と屛て息ヒ不者に似ゝう出て一等と降バ顔色と延て怡怡如

過位色勃如也

位と過れバ色厲べくゝ容ヲくゝそうにたゝくゝ勃如ゝ足躩如ゝ其言足不都に似ゝう迴

出降一等逞顔色怡怡如也沒階趨翼如也復其位踧踖如也

階と降バ又一心くゝ翼如て已が座位にゝうて猶々心にしめて踧踖如ゝ

禮記に曰く君賜車馬乘以拜賜

車馬と賜バ來て以て賜ものと拜す衣服ハ服ものと拜ス衣服ハ以て賜ものと拜す君未命有素ハ敢て卽素服ヒ弗也

衣服服以拜賜君未有命弗敢卽乘

時ハ躬と鞠氣と屛て不息者に似ゝうくゝ君の敵とゝ出て階級と一等降バ又一心くゝ翼如て已が座位にゝうて猶々心にしめて踧踖如ゝ

禮記曰君賜車馬乘以拜賜

車馬と賜バ來て以て賜ものと拜す衣服ハ服ものと拜ス君未命有素ハ敢て卽素服ヒ弗也

曲禮に曰く君前に賜バ其核有者ハ其核と懷ろにして君に御食して君餘と賜バ

衣服服以拜賜君未有命弗敢卽乘

服也君ゝう格式と仰付られ賜ものゝ衣服拜領の時ハ車馬なゝバ之に乘衣服

○曲禮曰賜果於君前其有核者懷

其核御食於君君賜餘器之潟者不

寫其餘皆寫

果の類と君の敵そたゝうる時果核あるゝハ其たゝと懷中ゝし

器之潔者ハ爲不其餘ハ皆爲㊈

論語に曰。君食を賜ば必ず正席を先嘗し君腥を賜ハ必ず熟して而して之を薦む君生を賜ハ必ず之を畜

君に侍食して君祭ば先飯す

○論語ニ曰ク君賜食必正席先嘗之君賜腥而薦之君賜生必畜之君

侍食於君君祭先飯

侍食の祭とかなり五穀の神を祭りて初尾とそこの食事など君の側に相伴役に御

賜腥必熟而薦之君賜生必畜之

下し賜ハるものの坐席を正くし幷嘗りて先祖の靈前へ薦たてまつる時ハ先ず熟して薦てまつる時ハなまうを君より生ことくぐさうし時

君の側にて侍食をいただく時ハ先ず味を試み嘗べし

君賜食必正席先嘗之

君より賜ハりたる食事ハ側の人に命じて席を正しくしたる後に嘗べし

疾君視之東首加朝服拖紳

疾て君之を視ば東首して朝服を加へ紳を拖

疾君視之東首加朝服拖紳（朋友の時ハ）

君病ありて視ハ東へ首ておはします時ハ朝服を着て引加へ紳帯を引拖こんべし

君命召不俟駕行矣

君命て召ば駕を俟不行㊇

君命召不俟駕行矣

君命召ハ駕車の支度を俟ず急行べし禮儀ハ供奉ハ備なくともよろし

吉月必朝服而朝

吉月ハ必ず朝服して而して朝す

吉月必朝服而朝（朔日なり聖人仕ふる時ハ）

朔日ハ毎月に生ずる日に死して朝日に朝服を着て君へ對顔ありたり

君進思盡忠退思補過將順其美匡救其惡故上下能相親

君進ハ忠を盡さんと思ひ退ハ過を補ふと思ひ其美に將順し其惡を匡救す故に上下

○孔子曰君子事君進ハ忠を盡さんと思ひ退ハ過を補ふと思ひ其美に將順し其惡を匡救す故に上下能相親

君進思盡忠退思補過將順其美匡救其惡故上下能相親（今時主君に事ふる心得ハ君の過失ともあらバ）

一ツ心に進退ていかゞハしき事ハ一ツ心にけし君の過失を盡して忠の道を盡

能相親む

君臣と使に禮と以て。臣君に事に忠と以す

大臣の道と以て君に事未可れば則ち退く此

子路君に事ると問。子の曰く。欺く勿れ而犯せ

鄒夫與に君に事可けん與哉

(也)

其未之を得ざれば之を得んと患へ既に之を得ては之を失はんと患ふ苟も之を患ふる至ら不能無(未)し焉

(也)(矣)

孟子曰。難と君に責。之と恭くす

補助ろいて君の光を發揚し君の行狀美ーくれば之を將順てやをくろうべし君に惡ーあれば正ー救て補佐つべし

さなどなるが故に君臣上下やうだ親睦かり

臣以禮。臣事君以忠。禮ーくし尊卑上下の分限あり。各々亡ん

守るといふ君ーる方ハ輕ーく身とうべ酒色財宝遊樂に就て恥溺ーの是うく禮と以て臣下に臨のいのろう人々ちそれとのーく尊敬をつくしかり臣の君にもくまらふすん亡ろ方のあんべいの心をつくして義理とうーるべ

ざると忠とういふかり

則止。臣下ろうおうい君を明君にろろ大道と以て君につろうとういふ其行狀の義不義とたゞし諫言爭ひ

のハゞバ官祿と正て身とうら遁べし可れ

子路君に欺く勿れ而犯之。子路君に事るの道

を聖人へうろ聖人答のやう君につろうにハ直ーくろうのまかするとも忠ーろうのまかするべし欺むやうにくあるべし君過失ありて默然ろハ君を欺くもの與に心と合て君につろうべし

如く顏色と犯て諫べしぞ

哉鄒さ心ぞあろうろうぐろ者ーいかゞ施すふろうー其未得之

ろう元より道と施すの人ハ其いまだ君と得ざる子細ハ下にのべ如

也患得之既得之患失之苟患失之

無所不至矣。右やうの人ハ其いまだ君と得ざるうら何とぞ富祿と手に入んく

心患うーなろうーう心にかゝるかり、さやうに心に患ーくハ心定てしべしー鄒悝さ

(也)(矣)

孟子曰。難と君に責。之と恭くす

謂善を陳邪と閉之と敬と謂五君能不と之と賊と謂

君謂之恭陳善閉邪謂之敬吾君不能謂之賊朋君にちさてんと古聖賢人の行狀の如くに忠誠をたくまつるを君を恭と云ふ君の非を防ぐを敬と云ふ善さく行狀なれがそれと閉恭にすくいの如くに忠誠をたくまつるを君を敬と云ふ我君こそ賊をおくさへ不能と云ふ事なれ

官有者ハ其職と得不ハ則ち去言責有者ハ其言と得不ハ則ち去

職を守り己が一役くあるれい我役をみぐべし上の懲威に諫よ

王蠋曰く忠信ハ二君に事不烈女ハ二夫と更不

忠誠と云ふ上を以て我身の責と云ふ職と云ふ巨細ともに君へ善と直正に出べし五言上と君と云ふ道と云ふ

右君臣之義を明す

有官守者不得其職則去有言責者不得其言則去

官職役

○王蠋曰忠臣不事二君烈女不更二夫

齊の國に王蠋といへる人の臣となりて誠ある忠義ある者ハ千載万世と經ても心をうごかず元より主君二人につかふるべからず又操行烈女ハ貞女ハ夫を更ずと云ふ二人に事ざるの義

右君臣之義を明す

君と臣との道と義と云ふ義しい誠の勤さ

曲禮に曰。男女は行媒有に非れば名を相知不ず交に非れば不親ま不

曲禮曰男女非有行媒不相知名非

男女の道をみて大切なるべし

受幣不交不親

男子ハ常に表向やるこふ與なれば他家の娘の名男子の名をたがへに知べし婚禮嫁入の事ハ姓異なる家と結ふ行媒の人ありて名と通ずるこふ名を聞及こふ

に謹んでいそぐべし〳〵これや名ある納幣を受ようなくてハたゞの人に父ううに親むとなり　故曰

月以告君齊戒以告鬼神爲酒食以

召鄉黨僚友以厚其別也　右の男女の道ハ私一のけぢめ

酒宴食事をもうけ、是ぢうの男女の道をとゞめてもの

弱のるべきの事なり　取妻不取同姓故買妾不知

其姓則卜之　妻を取むとするに家の大事なるがゆへにその正をと求ること

教文に不取同姓とハ同姓なれバ不義なり妾ハいやしきものなれバその姓をもしらずとハいふ

妻を取に同姓を取不。故に妾を買に其姓を知不べ則之を卜ず

士昏禮に曰〳〵

父子に醮して之に命ず曰。往て爾の相を迎て我宗事を繼。最帥ゆるふ敬を以て先姑之嗣若則ち常有

子の曰。諾唯恐くハ堪弗ること敢て命を辱不

父女を送て之に命て曰。之往ことを戒之と敬〳〵。夙夜命に違ふ無母

禮曰父醮子命之曰往迎爾相承我

宗事最帥以敬先姑之嗣若則有常

儀禮の書に士昏禮をとりしるせる所にいるハ番禮を記せる所にて、我先祖の事を繼ぐ子孫と續の大事と母の嗣

命つゝしみて、我先祖の事を繼ぐ子孫と續の大事と母の嗣

子曰諾唯恐弗堪不敢忘命　子ハ父の命を諾して

今日往迎て爾の相と〳〵かんべし〳〵と慎んで常に道にたがはざるを

女命之曰戒之敬之夙夜無違命母

施衿結帨曰勉之敬之夙夜無違宮

父送女と送て之に命て曰。之往ことを戒之と敬〳〵。夙夜命に違ふ無母

衿と施こと〳〵

子の曰。諾唯恐くハ堪弗ること敢て命を辱不

父子に醮して之に命ず曰。往て爾の相を迎て我宗事を繼。最帥ゆるふ敬を以て先姑之嗣若則ち常有

帳と結て曰く。事娘の我家と出ゝ遂て命つゝしみ之と勉。之と敬ふ。夙夜営事に違ふ無

庶母及門内。施鞶帨之以父母之命

命之曰。敬恭聽宗爾父母之言。夙夜無愆。視諸衿鞶

庶母の父母の命と遂て門内に施す鞶帨を以て父母の命と以て之に命て曰。敬恭て聽て爾の父母の言と宗ふ。夙夜愆ること無と諸に衿鞶と視

禮記に曰。夫昏禮は萬世之始也。異姓に取ハ

遠に附別と厚する所以也。幣必誠。辭無不順。告之以直

信ハ人に事也。婦德也。一ハ身を終ふ。改ふ不ず故に夫死て嫁せ不

信ハ人に事也。婦德也。一ハ身を終ふ。改ふ不ず故に夫死て嫁せ不

男子親迎て。男。女に先ぶ。剛柔之義也

厚別也。幣必誠。辭無不順。告之以直

信。昏禮ハ萬世之始ゝ異姓ゟ取ふ。其ハ別の遠に附ふく誠ありと主とするなり。定ゟ辭遣ありうゐ氣ずく信實正直の道器ゝ

也信婦德也。一與之齊。終身不改。故

夫死不嫁。婦人ハ事ふ人に專ふの德と名づけて信ふく婦能つゝしべしそ夫死しく重ふく嫁づゝ

柔之義也。夫先乎地。君先於臣。其義

男子親迎。男先於女。剛

天地に先ぶる君臣に先ぶる其義一也（於乎）

一也　敬愼ハ男子の方より親ゆきて女を迎うる時ハ柔に先ぶるの義なり君ハ陽なり一義なり　執摯以相見

摯を執て以て相見ゆ敬んで別を章にする也　男女有別然後父子親

男女別有て然して後父子親し父子親んで然して後義生ず　父子親然後義生

義生ずて後禮作て然して後萬物安し　義生然後禮作禮作然後萬物安

別無ハ義無ハ禽獸之道也　無別無義禽獸之道也

敬章別也　男女有別然後父子親父子親然後義生義生然後禮作禮作然後萬物安無別無義禽獸之道也

始て夫婦となるの日ハ摯を以て相見ゆ敬んで別を章にする為なり男女の道たるしく別有て然して後父子の道立て親愛あり夫婦不敬して父子の道ハ廢る義理生ずるの故にしてその禮法ハ修なり禮法ハ何事ぞ育生て安穩なりとなれハ男女の別なく義理とゝもにさくなハ禽獸とゝもに

婦を取るの家ハ三日樂を奏不ハ親に尚を思ひ酒禮賀せ不ハ人之庶也

○取婦之家三日不樂思尚親也

昏禮不賀人之庶也　婦を迎取ハ吉事なり三日ハ音樂を奏ハ親に尚を思ひ酒禮を舉用ざるの法なり

○内則曰禮始謹於夫婦爲宮室辨

内則に曰禮ハ夫婦を基に始宮室を為に内外を辨男子ハ外に居宮を深一門を固閨寺ハ人倫の為に設ることなく男女の別ありたゝき愛に溺ることなく宮室をとゝのふハ内と外との理をもつて夫婦の道を謹むに始まることなり

○内外男子居外女子居内深宮固門閨寺守之

男子ハ外に女子ハ内に在ることなく正しく別ありたゝき愛に溺ることなく宮室をとゝのふハ内と外との理をもつて夫婦の道を謹むに始まることなり

男不入女不出男女不同椸枷不敢
縣於夫之揮椸不敢藏於夫之篋笥
不敢共湢浴右之數節明女事夫婦之常禮也○男女居室之間衣服飲食各異其處○男子之事在外女子之事在內○男子入則不復出女子出則不復入○男子之衣服不可使女子見之○女子之衣服不可使男子見之○男子女子各有所職不可相混○男子之衣服女子不得而見之則女子之衣服男子不得而見之可知○椸枷所以掛衣裳者○男子之衣服掛於椸枷女子之衣服亦掛於椸枷○男女雖同掛於椸枷而不可混雜○男子之衣服女子不敢藏於己之衣類之篋笥而藏於夫之篋笥○夫在則掛於椸枷夫不在則藏於篋笥○湢浴室也○男女各異室而浴○男子之衣服女子不敢藏於己之篋笥而藏於夫之篋笥

不衰席を通ぜ不ㇾ假と通ぜ不。男女衣裳を通ㇾ不

男子内に入て嘯う不。指ざ不。夜行に燭ひと以も燭ひ無ハ則止女子ハ門と出ハ必ず其面と擁蔽すㇾ夜行に燭ひと以ㇾ燭。燭ひ無ハ則ち止。道路男子ハ右由。女子ハ左由す

通ㇾ假。男女不ㇾ通ㇾ衣裳

凡なる事とも一所にハいささめることなり

井の水とくゝ又濁浴等たゝ同意なり。衰席

ゆかたひらのこと。もちゐさゝくもちひらくなどいふ

假ゝゝゝゝゝ

男子入ㇾ內不嘯

用事あるともなくもそゞろに

不指夜行以燭。無燭則止女子出門

戒ㇾ慎ㇾ人のうちふく嘯又ハ撮さゝやくこと夜り行

ふく手燭と以ㇾ燭火ともれハ止なり。女子門を出ハ必ず今様のうつくしきなどに姿を

必擁蔽其面。夜行以燭。無燭則止道路男子由ㇾ右。女子由ㇾ左

擁蔽べしとなり夜行ふく燭火ともれハ止なり。道を別作法とのことハ略ㇾ之

（一）孔子曰。婦人伏於人也。是故無專制之義。有三從之道。在家從父。適人從夫。夫死從子。無所敢自遂也。教令不出閨門。事在饋食之間而已矣（婦人）

孔子の曰く。婦人ハ人に伏する也。是故に專制之義無。三從之道有。家に在て父に從ふ。人に適て夫に從ふ。夫死て子に從ふ。敢て自遂所無。教令閨門と出不。事饋食之間に在已（而矣）

第一心得しすべき陰德ゆゑ柔順とハ下

是故に女ハ日と閨門之内に

婦人ハ人に伏する也。是故に專

婦人ハ物事と敢す場所ふり閨門の外へのゝ心さる法なり。婦人

制之義。有三從之道。在家從父。適人從夫。夫死從子。無所敢自遂也。教令不出閨門。事在饋食之間而已矣

の所事ハ饋食の外

是故女ハ及ㇾ日乎閨門之

內不百里而葬喪事無禮爲行無獨
成察知而後動可驗而後言晝不遊
庭夜行以火所以正婦德也（是の故なりと云て聞）

女有五不取逆家
子不取亂家子不取世有刑人不取

喪父長子不取（妻に逆れるなり）

世有惡疾不取喪父長子不取無子去淫去妒去有
惡疾去多言去竊盜去（人の婦に七ケ条の去べき名目あり）

第一父母の意に順ぜざるも去なり第二子孫なきも去なり第三淫乱なれば去なり是又義子なり第四妒あるも去なり第五惡疾あれば先祖の祭りを欠故なり第六言ぞ多きの去なり人の中間と

父母に順ぜざるも去なり第二子孫なきも去なり第三淫乱なれば去なり是又義子なり第四妒あるも去なり第五惡疾あれば先祖の祭りを欠故なり第六言ぞ多きの去なり人の中間と

婦に七去有父母に順ぜざる去多言去竊盜去

子は取不世に人有は取不世惡疾有は取不久と喪長子は取不

三の去不有。取所有て歸所無い去不三年の喪に與り更い去不前に貧賤あて後に富貴かう去不凡此聖人男女之際と順あ〜婚姻之始と重する所以也

曲禮に曰く。寡婦之子に見ても有に非れば與ふ友と為ず馬

右夫婦之別を明す

禮に寡婦の子に遊の友とハかるまじきと見所ありて也

右明二夫婦之別一　夫婦の道ハ第一なり。道ハものの不離ざるべき正理なれバ立ざるべからず

孟子曰。孩提之童無不知愛其親也。及其長也無不知敬其兄也。徐行後長者謂之弟。疾行先長者謂之不弟。

孟子の曰。孩提之童と。親を愛する事を知。長するに及で其兄を敬する事を知。不ん。無。徐に行て長者に後るゝを弟と謂。疾に行て長者に先るゝを不弟と謂也

内父母に順なるの誠に去べきの義理ありて、第一妻の家ゟ去べきの去不三なり。第二舅姑の喪と、第三去ざるの去不三なり。第四富貴に去ざるの去不三なり。第五盜竊のたぐひの去不三なり。右の去不三の教等の

舉更三年喪二不レ去。有レ所レ取。無レ所レ歸不レ去。前貧賤。後富貴不レ去。凡此聖人所レ以順二男女之際一重二婚姻之始一也

禮曰。寡婦之子。非レ有二見焉一馬。弗レ與レ爲レ友。

右明二夫婦之別一　夫婦の道ハ第一なり。道ハものの不離ざるべき正理なれバ立ざるべからず

孟子曰。孩提之童無レ不レ知二愛其親一也。及二其長一也無レ不レ知二敬其兄一也。徐行後二長者一謂二之弟一。疾行先二長者一謂二之不弟一。

曲禮曰。見父之執。不謂之進。不敢退。不問不敢對。老者不與之並行。遇諸塗。下而問所之。以其物。趨而進。退而辟。

○曲禮曰。見父之執。不謂之進。不敢退。不問不敢對。老者不與之並行。遇諸塗。下而問所之。以其物。趨而進。退而辟。

父之執。謂父之朋友。相與以道義者。進。謂前就之。退。謂辭去。對。謂答其問。並行。謂肩隨。塗。道路也。物。事也。辟。避也。

父之執。謂父之朋友。相與以道義者。進。謂前就之。退。謂辭去。對。謂答其問。並行。謂肩隨。塗。道路也。物。事也。辟。避也。

年長以倍。則父事之。十年以長。則兄事之。五年以長。則肩隨之。

年長以倍。則父事之。十年以長。則兄事之。五年以長。則肩隨之。

倍。加一倍也。則父事之。敬如父也。十年以長。則兄事之。敬如兄也。五年以長。則肩隨之。差遲其步。不並行也。

倍。加一倍也。則父事之。敬如父也。十年以長。則兄事之。敬如兄也。五年以長。則肩隨之。差遲其步。不並行也。

長者有問。辭讓而後對。

長者有問。辭讓而後對。

辭讓。謂辭其不知。而讓使他人對也。

辭讓。謂辭其不知。而讓使他人對也。

長者立。幼者不坐。長者不坐。命之坐。然後坐。

長者立。幼者不坐。長者不坐。命之坐。然後坐。

長者。謂先生也。命之坐。謂使之坐。

長者。謂先生也。命之坐。謂使之坐。

長者命勿拜。然後拜而起。

長者命勿拜。然後拜而起。

長者。謂先生也。

長者。謂先生也。

侍坐於先生。先生問焉。則對。

侍坐於先生。先生問焉。則對。

侍坐。謂侍先生而坐。問焉。謂有所問。對。謂答其問。

侍坐。謂侍先生而坐。問焉。謂有所問。對。謂答其問。

侍坐於長者。長者與之言。則對。不與之言。則趨而退。

侍坐於長者。長者與之言。則對。不與之言。則趨而退。

長者。謂先生也。趨。疾行也。

長者。謂先生也。趨。疾行也。

侍坐於先生。先生欠伸。問日之蚤莫。則對。

侍坐於先生。先生欠伸。問日之蚤莫。則對。

欠伸。倦而舒氣也。蚤莫。猶早晚也。

欠伸。倦而舒氣也。蚤莫。猶早晚也。

侍坐於先生。先生出戶。則起。

侍坐於先生。先生出戶。則起。

侍坐於先生。先生問焉。則對。

侍坐於先生。先生問焉。則對。

侍坐。謂侍先生而坐。問焉。謂有所問。對。謂答其問。

侍坐。謂侍先生而坐。問焉。謂有所問。對。謂答其問。

侍坐於長者。長者與之言。則對。不與之言。則趨而退。

侍坐於長者。長者與之言。則對。不與之言。則趨而退。

長者。謂先生也。趨。疾行也。

長者。謂先生也。趨。疾行也。

侍坐於先生。先生欠伸。問日之蚤莫。則對。

侍坐於先生。先生欠伸。問日之蚤莫。則對。

欠伸。倦而舒氣也。蚤莫。猶早晚也。

欠伸。倦而舒氣也。蚤莫。猶早晚也。

侍坐於先生。先生出戶。則起。

侍坐於先生。先生出戶。則起。

侍坐於長者。長者出戶。則不起。

侍坐於長者。長者出戶。則不起。

長者。謂先生也。

長者。謂先生也。

侍坐於先生。先生賜之坐。則坐。

侍坐於先生。先生賜之坐。則坐。

侍坐於先生。先生賜之坐。則坐

則ち必ず長者の視所に趨る

長者之與提攜則兩手奉長者之手

長者之與ㇾ提攜ㇾ幼者ㇾ則ち兩手ㇾ長者ㇾ之手ㇾ奉ㇾ之ㇾ。劍ㇾ負ㇾ嚊ㇾ辟ㇾ咡ㇾ詔ㇾ之ㇾ則ち掩ㇾ口ㇾ而ㇾ對ㇾ

劍を負ひ嚊を辟け咡に詔ぐ則ち口を掩ひて而して對ふ

凡長者の為に糞はくの禮必ず帚を以て加ふ。帨を以て拘て而して退く。其の塵長者に及ぶ勿れ

凡爲ㇾ長者ㇾ糞之禮必加ㇾ帚於箕上ㇾ。以ㇾ帨拘而退。其塵不ㇾ及ㇾ長者ㇾ。以箕自鄉ㇾ而掃之。

箕を以て自ら鄉て而して之を掃ふ

將に席に即かんと將に容を作さんとすれば兩手を以て衣を摳げ辟けて去く。尺ならば則ち衣を摳げ尺ならざれば則ち衣を摳げず

將ㇾ即ㇾ席ㇾ容ㇾ母ㇾ作ㇾ兩手摳ㇾ衣去ㇾ齊尺ㇾ。尺ㇾ則摳ㇾ衣。尺ㇾ摳ㇾ足。

先生の書策琴瑟前に在らば坐して而して之を遷す。戒めて越ゆる勿れ。坐して安んずる勿れ。爾の顏と執事者及さ不儳言

先生書策琴瑟在ㇾ前。坐而遷ㇾ之。戒勿ㇾ越。坐勿ㇾ安。爾顏與ㇾ執事者及ㇾ不ㇾ儳言

古昔稱ㇾ先王ㇾ。

古昔稱先王

正爾容聽必恭母勦說。母雷同。必則

正爾容。聽必恭。母勦說。母雷同。必則

恭。勤說ㇾ話ヲ語ㇾ母ヲ雷同スルコト毋。必ズ子ニ昔ノ先王ノ法ヲ言ヒ則チ先王ノ言ヲ稱ス

先生ニ待坐ス

先生問ヒ終ル則チ對ス。業ヲ請ヒ則チ起ス。益アル請ヒ則チ起ス㊱

尊客之前ニ不ㇾ叱ㇾ狗ヲ。叱狗ハ不祥ト讓テ唾セ不。君子待坐シテ君子欠伸シテ

尊客ノ前ニ狗ヲ叱不祥ト讓テ唾セ不。君子待坐シテ君子欠伸シテ

對ㇾ讀ヲ業則チ起ス。請益則チ起ス。先生ノ側ニテ侍坐スルニモ亦然リ

問ヒ學ノ業ヲ請ヒ益アル請ヒ則チ起ス。先生ノ側ニテ侍坐スルニモ亦然リ

讓食不ㇾ唾。侍坐於先生。先生問焉。終則對。請業則起。請益則起。

讓食不唾。侍坐於君子。君子欠伸。撰杖屨。視日之蚤莫。侍坐者請出矣。尊客之前。

杖屨ヲ撰ミ日ノ蚤莫ヲ視ル。侍坐者請出ヅルヲ。尊客之前ニ不ㇾ叱ㇾ狗ヲ。叱狗ハ不祥ト讓テ唾セ不。君子待坐シテ君子欠伸シテ杖屨ヲ撰ミ日ノ蚤莫ヲ視ル。侍坐者請出ヅルヲ。尊客之前ニ

君子ニ侍坐シテ君子問ヒ端ヲ更ムレハ則チ起テ而シテ對ス。君子ニ侍坐スル者出ヅ。君子ノ坐ニ侍テ杖屨ヲ撰ミ日ノ蚤莫ヲ視ル。侍坐者請出ヅルヲ㊲

君子ニ侍坐シテ君子問ヒ端ヲ更ムレハ則チ起テ而シテ對ス。君子ニ侍坐スル者出ヅ。君子ノ坐ニ侍テ杖屨ヲ撰ミ日ノ蚤莫ヲ視ル。侍坐者請出ヅルヲ㊳

尊客之前ニ不ㇾ叱ㇾ狗ヲ。叱狗ハ水ヲ叱ルノ辭ニテ狗ヲ叱ルハ家ニ飼フ狗ヲ叱ルニ非ズ。客ヨリ食物ヲ與ル時ニ唾ヲ吐ケバ客ヨリ與ル食物ヲ穢ス故

長者舉未酳少者不敢飲。長者の傍に侍して酒と飲の禮ハ酒と進ムるくれバ坐を起て尊長の酒を受ケ少者あいろいろうて坐席に長者の酒を酌て遜ルべし〳〵辭うれハ少者坐みつろうて飲ムべし〳〵ト。長者さそこなも未ダ酳の内ハ出て

釋之射に侍すれば則ち矢と約すること初に侍すれば則ち矢と擬すること勝つ則ち乃ち飲ませ而して以て請ふのみ

王制に曰く父之齒隨行兄之齒鷹行

兄之齒鷹行朋友不相踰輕任分重者不提挈君子耆老不徒食

のすれば尊長之れに使ふ事に侍すれば尊長之れと坐席の上下土地に畫くこと皆之れに倣ふ

いとまあれば容を斂めて備へ習ふべし、又こゝろうことを請ふ、座席の地に手をとるべし、物を畫すべし、手の

右長幼之序と明す

曾子曰。君子交を以て友と會し友を以て仁を輔

孔子曰く。朋友切切偲偲。怡怡

孟子曰。舜と禹と益と朋友之道を責む

曾子曰君子以文會友以友輔仁

携ふる老人なり。いつも先ぶれして後にそゞろかず

文義とは、文學の聖賢の文を以て相會集し、友人へ會合てこそ道とは明らかなり

輔やなひて德にすゝむ。仁とは人の本心の德とをいふ

孔子曰朋友切切偲偲兄弟怡怡

交義の道とのくまなく切々とけあきらかなるといふ偲々とくれぐれもねんごろなる顏容のうるはしきをいふ

怡々とは和樂のさまを附合なれば歡愛の情なるといふ偲怡共に朋友兄弟の通稱なり

子曰責善朋友之道也

孟子の御詞に朋友とはいたるまでふかく德とを敬するこゝろ。すれば德にすゝむをいふ

子貢友を問ふ孔子曰く忠告して善道之に告て而して善之と道く。不可なれば止む自ら辱しむること毋れ

孟子曰。舜と禹と益と朋友之道を責む

曾子曰君子以文會友以友輔仁

携ふる老人なり。いつも先ぶれして後にそゞろかず

文義とは、文學の聖賢の文を以て相會集し、友人へ會合てこそ道とは明らかなり

輔やなひて德にすゝむ。仁とは人の本心の德とをいふ

孔子曰朋友切切偲偲兄弟怡怡

交義の道とのくまなく切々とけあきらかなるといふ偲々とくれぐれもねんごろなる顏容のうるはしきをいふ

怡々とは和樂のさまを附合なれば歡愛の情なるといふ偲怡共に朋友兄弟の通稱なり

子曰責善朋友之道也

孟子の御詞に朋友とはいたるまでふかく德とをいふ

子貢友を問ふ孔子曰く忠告して善道之に告て而して善之と道く。不可なれば止む自ら辱しむること毋れ

孔子曰く。是邦に居て其大夫之賢者に事へ。其士之仁者と友とす

益者三友損者

者三友。友直。友諒。友多聞。益矣。友便
辟。友善柔。友便佞。損矣。（朋友ハ互ニ我身ニ損アリ徳ノ
益シ無キ者ハ其人徳ヲ失ヒ不正直ニシテ隠シ
ヲ好ミ人ヲ欺キ諂ヒ人ヲ悦バシメ善ヲ行ハズ
心柔ニシテ信實ニナク諺ヲ多ク聞テ學問ノ道ヲ
知ラズ又心碎ケテ益友トイヘドモ是ヲ用ヒズ
ナルヤウノ人ヲ友トスレバ吾智ヲ暗クシ徳ヲ
損ジ過失ヲ聞カズ一ニハ傾ケ
ル心ヲ柔ニシテ人ニ便リ媚ビ諛ヒ
ヘツラ
ヒ悦バシメ善ヲ行ハズ
ナルヤウニ作法ヲ

後出迎客。客固辭。主人肅客而入。主人入門而右。客入門而左。主人就東階。客就西階。主人固辭。然後客復就西階。主人與客讓登。主人先登。客從之。拾級聚足。連步以上。上於東階。則客若等。不降。則主人之階。則主人先登。客之就。主人固辭。然後客復就西階。

拜す主人問不
ば客先舉不

右朋友之交
を明す

孔子曰く君子之親に事て孝。故に忠君に移可。凡に事て敬。故に順長に移可。家に居て理故に治官に移可。是故に行内に成て而して名後世に立於矣

孔子曰君子之事親孝。故忠可移於君。事兄弟。故順可移於長。居家理故治可移於官。是故行成於内而名立於後世矣

主人より先ず拜をとうる故にいまだ主人の問ざるの前に客より主人へ禮を答ふるの詞を舉ざるなり

右明朋友之交

朋友の交義うるわしくすなおと明らかなり

天子爭臣七人有ば無道と雖も其天下を失不。諸侯爭臣五人有ば無道と雖も其國を失不。大夫爭臣三人有ば無道と雖も其家を失不。士爭友有則ち身令名を離不。父爭子有則ち身不義に陷不。故に不義に當ては則子以父に爭ざる所あり。君臣以て君に爭ざる所ある可らず。

て名も後の世にかまととやうにいふ

天子有爭臣七人。雖無道不失其天下。諸侯有爭臣五人。雖無道不失其國。大夫有爭臣三人。雖無道不失其家。士有爭友。則身不離於令名。父有爭子。則身不陷於不義。故當不義。則子不可以不爭於父。臣不可以弗爭於君。

（天子へ諫言たてまつる七人のより外へ出て年長の人に順ふ道とうくべし。是故に行義を家の内に成就てこそ教令も及ぼすなれ。大臣と補弼四人ありて悪義あらく諫言爭ふやうなるものは官に務て君に忠ふるうち

へ弗ハ𠮟る可ゝ不

その國となまじ大夫の臣下に三人ありそのうち一人家滅亡にいたるほどの諫士のまだつゝしめ給ふべき

の信實の友なれば一名と念とも離ゝうなる人ゆゑなり、然に不誠の罪に陷入べき事

あるさ子をよくしべそのきうれば時にいたりていかにも諫ゝうとを以て忠孝

ゝうとす

○禮記曰事親有隱而無犯。左右就養無方。服勤至死。致喪三年。

禮記に曰親に事うへ隱ゝし有て而も犯ゝし無左右に就養ゝ方無動と服て死に至。致喪三年

君父に事うへ犯ゝし有て而も隱ゝし無。左右に就養て方有。動と服て死に至。方喪三年。師に事うへ犯ゝし無隱ゝし無。左右に就養て方無動と服て死に至。心喪三年

右就養有方。服勤至死方喪三年。事君有犯而無隱。左右就養無方。服勤至死心喪三年。

師無犯。無隱。左右就養無方。服勤至

にあらざれ之に依て輕ゝ出べからず、又君の過失あればまさに諫

右に就さゞ方をゆるす致

づゝかうその職ゝうその定式ゝ方らう勤

と服そて至死ゝうの喪をつとむること師例

ゝそ又師ゝ犯を隱ゝと元來

道と學ゝを以ゝくしかれば明ゝ吟にのぞゝ論ずべ

し師ゝ弟子と論のやゝなる師もゝ實に理にくら

欒共子曰。民生於三事之如一。父
師之喪。三年服之。心哀之極也。
○欒共子曰。民生於三。事之如一。父
生之。師教之。君食之。非父不生。非食
不長。非教不知。生之族也。故一事之
唯其所在。則致死焉。報生以死。報賜
以力。人之道也。智の國の家老欒共子といつる
の解なり。民人皆此道

晏子曰。君令臣共。父
慈子孝。兄愛弟敬。夫和妻柔。姑慈婦
聽。禮也。君令而不違。臣共而不二。父
慈而教。子孝而箴。兄愛而友。弟敬而
順。夫和而義。妻柔而正。姑慈而從。婦
聽而婉。禮之善物也。
○晏子曰。君令臣共。父慈子孝。兄愛弟敬。夫和妻柔。姑慈婦
聽。禮也。君令而不違。臣共而不二。父
慈而教。子孝而箴。兄愛而友。弟敬而
順。夫和而義。妻柔而正。姑慈而從。婦
聽而婉。禮之善物也。

妻柔和而正其姑惡而不順而後婦聽焉而婉娩焉禮之善物也

曾子曰親戚說不敢外交近者說不敢遠交遠者說不敢大之生百歲之中疾病有老幼有故君子思其不可復者而先施親戚既沒雖欲孝誰爲孝乎既沒雖欲孝誰爲孝故孝有不及有時其此之謂歟

宮成君急病小愈加燔慚惰生孝子察此四者慎終如始

雖誰爲孝乎既沒雖欲孝誰爲孝故孝有不及有時其此之謂歟

宮成君急病小愈加燔慚惰生孝子察此四者

夫和而義理正妻柔而身持

夫和而義理正妻柔而身持

姑惡而不順婦聽而後婉

姑惡而不順婦聽而後婉

婦人道之善物也

婦人道之善物也

○曾子曰親戚不說不敢外交近者

曾子曰親戚不說不敢外交近者

不親不敢求遠小者不審不敢言大

不親不敢求遠小者不審不敢言大

故人之生也百歲之中有疾病焉有

故人之生也百歲之中有疾病焉有

老幼焉故君子思其不可復者而先

老幼焉故君子思其不可復者而先

施焉親戚既沒雖欲孝誰爲孝乎既

施焉親戚既沒雖欲孝誰爲孝乎既

耆艾雖欲悔誰爲悔故孝有不及悔

耆艾雖欲悔誰爲悔故孝有不及悔

有不時其此之謂歟父母兄弟之親

有不時其此之謂歟父母兄弟之親

兄弟之親一體而分其形氣一氣而通其聲音其中又有疾病相救患難相恤之義其外人之交義以合之親戚之厚義以遠之父母之遺體行之可不慎歟

一身之行義一家之榮辱一國之法則一世之標準一人之善惡一家之吉凶一國之興衰一世之治亂

一身之行義一家之榮辱一國之法則一世之標準一人之善惡一家之吉凶一國之興衰一世之治亂

父母之遺體行之可不慎歟

父母之遺體行之可不慎歟

一身之行義一家之榮辱一國之法

一身之行義一家之榮辱一國之法

則一世之標準一人之善惡一家之

則一世之標準一人之善惡一家之

吉凶一國之興衰一世之治亂

吉凶一國之興衰一世之治亂

父母沒而孝盡於親戚既沒而孝盡

父母沒而孝盡於親戚既沒而孝盡

於兄弟兄弟沒而孝盡於我身我身

於兄弟兄弟沒而孝盡於我身我身

沒而孝盡於子孫子孫不肖則祖考

沒而孝盡於子孫子孫不肖則祖考

之遺體漸以疎遠矣

之遺體漸以疎遠矣

宮成君急病小愈加燔慚惰生孝子

宮成君急病小愈加燔慚惰生孝子

察此四者慎終如始

察此四者慎終如始

うみて終と慎むこと始の如す（終）

詩に曰。初有不鮮。靡克終有。鮮。敬子曰。人三の不祥有幼而背長に事不。賤而肯貴に事不。是人克有終。苟子曰。人有三不祥。幼而不肯事長。賤而不肯事貴。不肯而肯事賢。是人之三不祥也（詩の教れ何事の上に就ても初と）

と察し始のごとくに以て終と慎むべし

詩曰。靡不有初。鮮克有終。

有初は生まるゝ人の心なり、又孝行の心あるをいふ生まるゝ人の四

又病ひ重くなれば苦しみ賤ふく保やまれども愈に至ては却て曲出て病ひ重く加ふる程なり、又身の禍ひ心せまくなれば起きふし安樂にかなひて解怠うみ生まるゝ人の妻子つゞいて愛するもの

之三の不祥也

無用之辨不急之察。棄而不治。若夫君臣之義。父子之親。夫婦之別。則日切磋而不舍也（今忽爾に人用ひられば棄てさるゝ事あるべし）

長者にしたがふ事を貴ぶ事は尊敬の道とそれば身不肖愚かなれば賢人に賢人に就て理にくらく人の三の不祥なり

無用之辨。不急之察。棄而不治。若夫君臣之義。父子之親。夫婦之別。則日切磋而不舍也

右通論

右通論

人道に推通議論すべし

小學卷之二終

比白
川
文